

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.1220

July 2022

都市における緑農環境保全・活用の計画・実現手法に関する事例集（案）

緑化生態研究室

Case study on utilization and conservation method of urban green and agricultural space

Landscape and Ecology Division



国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

都市における緑農環境保全・活用の計画・実現手法に関する 事例集（案）

金 甫炫 * 大石 智弘 ** 松本 浩 ***

Case study on utilization and conservation method of urban green and agricultural space

KIM Bohyun

OHISHI Tomohiro

MATSUMOTO Hiroshi

概要

近年、人口減少・少子高齢社会を迎え、空き地・空き家問題等も発生する中、市街地の緑を活かしながら、コンパクトで魅力的な都市空間の形成を進めることが課題となっている。

本研究は、これらの課題の解決に地方公共団体の担当者が取り組みやすい緑農環境の計画・実現手法について事例調査を行った。

キーワード：都市緑地、都市農地、公園、空き地、広場

Synopsis

In recent years, with the declining population, declining birthrate and aging society, city have problems such as vacant space and challenge to create an attractive urban space and respond to diverse lifestyles. In this study conducted a case study on a method of using green and agricultural space that is easy for local government officials to work on to solve problems.

Key Words：Urban green, urban farmland, park, vacant, open space

* 緑化生態研究室研究官

Researcher, Landscape and Ecology Division

** 前緑化生態研究室室長

Former Head, Landscape and Ecology Division

*** 緑化生態研究室室長

Head, Landscape and Ecology Division

はじめに

我が国では、人口減少・少子高齢社会を迎え、空き地・空き家問題等も発生する中、市街地の緑を活かしながら、コンパクトで魅力的な都市空間の形成を進めることが課題となっている。

このような中、都市農業振興基本法の制定及び都市農業振興基本計画の閣議決定、都市緑地法の改正、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定等により、都市農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換され、今後、地方公共団体においては、都市農地や緑地的・農的に利用される空閑地等、民有地を含めて都市に内在する多様な緑（以下、「緑農環境」という。）を保全・活用しながら課題の解決に取り組むことが重要と考えられる。

国土技術政策総合研究所では、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、緑農環境を活用している国内事例を対象に調査研究に取り組んできた。

本資料は、地方公共団体における緑農環境保全・活用によるまちづくりの取り組みを支援すべく、取り組みやすい事例を主として、その計画を実現するための様々な手法を示すことを目的としており、緑農環境保全・活用に関するそれぞれの課題や期待される機能・効果、活用制度（国・自治体）等を整理した上で、都市における緑農環境保全・活用の計画・実現手法を紹介する。

本調査へのご協力や資料提供をいただいた多くの地方公共団体や NPO などの皆さまに、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

国土交通省 国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室長
松本 浩

都市における緑農環境保全・活用の計画・実現手法に関する 事例集（案）



国土交通省国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
緑化生態研究室

目 次

I 資料集作成の考え方

1. 本資料について	1
2. 緑農環境活用のメニュー設定	2
(1) メニュー設定の考え方	2
(2) 7つのメニューの特徴	3
1) 各メニューと土地・土地利用の特徴	3
2) 各メニューの特徴と緑農環境における課題との関係	4
3. 事例の抽出と分類	5
(1) 抽出の観点	5
(2) 事例分類の基準	5
4. 事例集の構成	7
(1) 資料集全体の構成	7
(2) 事例紹介の構成	8
1) 「事例の特徴」の構成	8
2) 個別事例の紹介の頁構成	13

II 緑農環境活用の7つのメニュー

メニュー1. 農場・菜園	21
1) 事例の特徴	21
2) 個別事例の紹介	22
メニュー2. 体験農園	31
1) 事例の特徴	31
2) 個別事例の紹介	32
メニュー3. 貸し農園	39
1) 事例の特徴	39
2) 個別事例の紹介	40
メニュー4. コミュニティ農園	49
1) 事例の特徴	49
2) 個別事例の紹介	50
メニュー5. コミュニティガーデン	59
1) 事例の特徴	59
2) 個別事例の紹介	60
メニュー6. 広場	69
1) 事例の特徴	69
2) 個別事例の紹介	70
メニュー7. 公園	79
1) 事例の特徴	79
2) 個別事例の紹介	80

1. 本資料について

本資料は、地方公共団体における緑農環境保全・活用によるまちづくりの取り組みを支援すべく、取り組みやすい事例を主として、その計画を実現するための様々な手法を示すことを目的とした。

緑農環境保全・活用の課題や手法は様々であることから、地方公共団体の担当者が取り組みやすい区分、導入後の展開をイメージしやすい区分として、体験農園、貸農園、コミュニティガーデン等、既存事例の「取り組み内容」を切り口とし、緑農環境活用の7つのメニューを設定した。

各メニューの参考事例については、これまでの調査を踏まえて令和元年度に整理した「緑農環境を保全・活用していくための留意点を整理する際の着眼点」を踏まえ、地方公共団体の参考となるポイントをまとめて示す。

《これまでの調査》

平成30年度：都市における緑農環境保全の取組に関する調査

⇒農地 75 事例、空閑地 74 事例を整理

令和元年度：都市における緑農環境保全・活用の効果的な推進手法に関する調査

⇒農地 21 事例、空閑地 32 事例を整理

⇒「緑農環境を保全・活用していくための留意点を整理する際の着眼点」を整理



2. 緑農環境活用のメニュー設定

(1) メニュー設定の考え方

これまでの調査で収集した事例を参考に、農作空間、共同体空間、公共空間の三つの空間での利用状況や活動内容等によって分類し、地方自治体がイメージしやすい農場・菜園、体験農園等、表1の7つのメニューとした。

表1 緑農環境活用の7つのメニューと考え方

7つのメニュー		考え方
農作空間 Cultivate Space	1. 農場・菜園 Farm	農地、菜園等、農産物の生産または、販売も含む場
	2. 体験農園 Farm Activity	幅広い人々が農業を体験、農に対する認識を広げる場
	3. 貸し農園 Farm Rental	利用者が区画を借りてより本格的に農に関わる場
共同体空間 Community Space	4. コミュニティ 農園	共同で農作業を行うことで、まちの課題を解決している場
	5. コミュニティ ガーデン	共同で園芸等緑に関する作業を行うことで、まちの課題を解決している場
公共空間 Public Space	6. 広場 Public Square	多様な活動の場として使うことができる、まちのオープンスペース、賑わいの場
	7. 公園 Public Park	都市公園に位置づけられるまちの緑地で、多様な利用が可能な場

(2) 7つのメニューの特徴

7つのメニュー各々の特徴について、土地の特性、緑農環境における課題との関係を P3、P4 に整理した。

1) 各メニューと土地・土地利用の特徴

各メニューで想定している取り組みの立地は、主に農地か空閑地に分かれ、取り組み内容にもよるが規模は概ね農地ほど大きく、空閑地ほど小さいことが考えられる。

各メニューで想定している土地利用（施設・設備）は、農的な施設、緑地的な施設の他、活動の幅を広げる付属施設がある。メニュー 1 から 4 は農園を使用し、メニュー 5、6 は花壇や広場といった緑地的な施設が主な施設として考えられる。7 は事例の取り組み内容により農的なもの、緑地的なものに分かれる。

表2 各メニューと土地・土地利用（施設・設備）の特性

7つのメニュー	土地の特性		土地利用（施設・設備）							
	立地	規模	農的				緑地的		付属	
			営農用農園	区画貸農園	団体区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室 カフェ・飲食店等
1. 農場・菜園	農地	大・中	●	○	○	○				
2. 体験農園	農・空	中・小	●	●	○	○				
3. 貸し農園	農・空	中・小	○	●	○	○	○			○ ○
4. コミュニティ農園	農・空	小	○	○	●	●	●	●		○ ○
5. コミュニティガーデン	空閑地	小			○	○	●	●	○	○ ○
6. 広場	空閑地	大・中				○	○	●	○	○ ○
7. 公園	農・空	大・中				●	●	●	●	○ ○

●：主な施設・設備 ○：併設されることが多い施設・設備

2) 各メニューの特徴と緑農環境における課題との関係

緑農環境は、都市部の貴重なオープンスペースとして、その存在意義を有する。さらに、各メニューの取り組みを通して、みどりを良好な状態に保つことが、緑農環境が有する、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、雨水浸透等のグリーンインフラとしての機能を発揮させる。また、上記の緑農環境の保全・活用という取り組みは、それ自体がソーシャルキャピタルの向上への寄与という大きな意義を持つと考えられる。

表3に各メニューと緑農環境における課題の対応について整理した。各メニューは、主に都市農地における課題と地域・まちにおける課題、緑地における課題に対応すると考えられる。表3に示すように、メニュー1から3は特に都市農地や地域・まちにおける課題への対応が期待でき、メニュー5から7は、特に地域・まちにおける課題や緑地における課題への対応が期待できる。メニュー4は、農園を公共的な空間として使うことから、都市農地における課題、地域・まちにおける課題や緑地における課題のいずれにも幅広く対応が可能であると考えられる。

表3 各メニューの特徴・緑農環境における課題との関係

緑農環境における課題		7つのメニュー						
		1. 農場・菜園	2. 体験農園	3. 貸し農園	4. コミュニティ農園	5. コミュニティガーデン	6. 広場	7. 公園
農	市街地における農地の減少 (耕地の荒廃、宅地への転用等)	●	●	●	○			●
	農家の担い手不足、活動する場の不足 (若者の農業離れ、農作業に従事する機会の減少等)	●	○	○	○			
	地域理解の不足、住民との軋轢 (土埃、害虫等の農環境に対する負の印象等)	●	○	○	●			○
まち	防災空間の不足 (避難場所や仮設住宅の用地となるオープンスペースの不足等)	●	●	○	○	○	●	●
	地域景観の悪化 (不法投棄の増加・管理不足による土地の荒廃等)	○	○	○	●	●	○	○
	コミュニティの衰退 (高齢化や過疎化、空洞化の進展等)				○	●	○	●
緑	レクリエーション活動ができる場所の不足 (散歩、遊び、運動、イベント会場の不足等)				○	○	●	●

●：主な課題 ○：副次的な課題

3. 事例の抽出と分類

これまで実施した「都市における緑農環境保全の取組に関する調査業務（平成 31 年 3 月）」において整理した 149 事例と「都市における緑農環境保全・活用の効果的な推進手法に関する調査業務（令和 2 年 2 月）」で整理した 53 事例を合わせてロングリストを作成し、その中から 41 事例を抽出した。

事例抽出の観点と分類基準は、下記のとおりである。

（１）抽出の観点

抽出の観点は、下記の①～④であり、活動内容、体制等を考慮して抽出を行った。

①多様性

- ・突出した事例のみでなく、地方公共団体が取り組みやすいと思われる制度を用いた保全・活用の取り組みも対象とする。
- ・多様な事例が入るように取り組み内容の他、主体、立地エリア等の異なる事例とする。
- ・取り組み内容に対して、福祉や観光等、多角的な取り組みを展開しているものも選定する。
- ・立地エリアについて、特に関東に偏らないように地方都市等を入れる。

②近年の制度改正

- ・近年の制度改正のきっかけとなった取り組みや、改正された制度を用いた先駆けとなる取り組みについても出来る限り取り入れる。

③主体

- ・出来る限り行政が関わっている事例とする。
- ・行政の単独よりは、できるだけ多様な主体との連携によるものを選定する。

④継続期間

- ・社会実験等単発的なものを除いて、1 年以上継続した事業を対象とする。
- ・類似する事例がある場合、数年で終了しているものよりも継続しているものを選定する。

（２）事例分類の基準

抽出した 41 事例を表 4 のように 7 つのメニューに分類した。各メニューに当てはまる事業や類似している事業を対象としたが、複数事業を展開している事例もあるため、本事例集では、主に実施している事業を分類の基準とした。

表4 事例の抽出と分類結果 合計 41 事例

メニュー	名称：市町村名	合計
1.農場・菜園	特定生産緑地の情報発信：東京都小金井市 生産緑地賃借システム：神奈川県秦野市 ランドコーディネーター：さいたま市 練馬区農の学校：東京都練馬区 防災農地の機能評価：大阪府貝塚市 こくベジプロジェクト：東京都国分寺市	6
2.体験農園	ファーマーズクラブ東葛西：東京都江戸川区 鳴神ファーム（病院で体験農園）：和歌山県和歌山市 シェア畑の開設（行政・JA とアグリメディア）：東京都世田谷区 白石農園（障がい者就労受入等農園）：東京都練馬区 おかざき農遊会（営農支援から収穫体験等）：愛知県岡崎市	5
3.貸農園	渋谷区区民農園：渋谷区 市民農園で障がい者就労受入（ぽかぽか自然農園）：愛知県名古屋市 空き地・空き家活用の社会実験（まちなか菜園・花壇）：山口県下関市 団地内に農園整備（町田山城団地菜園）：東京都町田市 銭湯跡地等の活用（みんなのうえん北加賀屋）：大阪府大阪市 菜園つきマンション（サンライズフレア農園）：大阪府豊中市	6
4.コミュニティ農園	定年後の男性が集まる場づくり（豊中あぐり）：大阪府豊中市 商店街の活性化に農を活用（油津アーケード農園）：宮崎県日南市 みどりの少ない都心で農体験交流（たもんじ交流農園）：東京都墨田区 地域コミュニティ形成のための菜園（まちなか菜園）：福島県南相馬市 生ごみの循環利用で農園を運営（せせらぎ農園）：東京都日野市 くにたちはたけんぼ：東京都国立市	6
5.コミュニティガーデン	不法投棄等の問題があった土地の活用（宮崎コミュニティガーデン）：神奈川県川崎市 未利用の市有地を地域の庭に（今宿コミュニティガーデン）：神奈川県横浜市 地主より提供された土地を地域の庭に（花と緑の広場）：東京都三鷹市 空き地をポケットパーク兼防災用空地に活用（まちなか防災空地）：兵庫県神戸市 利用したい市民と空き地をつなぐ（カシニワ制度）：千葉県柏市 空き家・空き地の対策（NPO 法人タウンサポート鎌倉今泉台）：神奈川県鎌倉市	6
6.広場	区画整理事業地に広場を暫定的に活用（登戸まちなか遊縁地）：神奈川県川崎市 みんなが集まりたくなる広場づくり（わいっわい!!コンテナ）：佐賀県佐賀市 中心市街地活性化の社会実験（みんなのひろば）：愛媛県松山市 マンション建設用地を地域交流スペースに（吉日楽校）：神奈川県横浜市 住宅地内にある空き地を活用した広場（HELLO GARDEN）：千葉県千葉市 空き家を除去して広場整備（ポケットパーク事業）：福井県越前町	6
7.公園	芝生広場社会実験「IBALAB」：大阪府茨木市 住民が空き地に公園を整備（手づくり公園まさご）：千葉県千葉市 農地の計画的保全（世田谷区立喜多見農業公園）：東京都世田谷区 農地の計画的保全（世田谷区立等々力農業公園の都市計画決定）：東京都世田谷区 農地を公園に（武蔵野市立農業ふれあい公園）：東京都武蔵野市 農地を公園に（杉並区立成田西ふれあい農業公園）：東京都杉並区	6

4. 事例集の構成

(1) 資料集全体の構成

「Ⅱ、緑農環境活用の7つのメニュー」において、メニューごとに該当事例の特徴をまとめた「事例の特徴」、個別事例の内容を整理した「個別事例の紹介」を示しており、「事例の特徴」、「個別事例の紹介」の見方を次頁に示す。

1) 事例の特徴 メニュー毎に1枚

2) 個別事例の紹介 事例毎に1枚 (1メニューに複数枚)

1. メニュー3. 貸し農園

1) 事例の特徴

貸し農園は、利用者が区画を借りてより本格的に農に関わる場である。利用者が区画を借りて、自分で計画しながら農作業を行うことができるため自由度が高い。農業指導をサービスとして伴い、利用しやすい事例もみられる。

行政が関与する公営のものと、事業者が運営する民営のものが主である。区画貸農園が主であるが、会議室等を併設して利用の多様化を図っている事例もある。

事例	立地	所有	制度	運営主体						施設・設備						機能				
				行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	区画貸農園	団体・市民農園	花壇	公園	会館等・多目的室	農具・園機他	農産物の販売	防災空間の確保	地域連携の促進	環境教育	コミュニティ	レクリエーション
	土地利用	活用	有・無																	
1	跡地	公	有	★														●		
2	農地	民	有	○		★														
3	空地	民	実験					★									●	●		
4	予定	公	無				○	★										●		
5	空地	民	無			★								●	●			●		
6	敷地	民	無		★															

【凡例】
運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体
施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. 渋谷区民菜園（東京都渋谷区）

既存の農地が存在しない中心市街地において、小学校跡地や小田急電鉄の資材置き場を活用して区民菜園を開設。区民が自然にふれあい交流する機会を提供。

【Point】空き地の菜園利用で緑のふれあい促進！

3. まちなか菜園・花壇（山口県下関市）

国交省の助成金を活用して（財）下関 21 世紀協会が、斜面住宅地の空き地 3 箇所を菜園・花壇を整備。利用料を維持管理に充てる仕組みを実験的に検証。

【Point】空き地の菜園利用の仕組みを実証！

5. 北加賀谷みんなのうえん（大阪府大阪市）

民間所有の空き地・空き家を活用し、NPO 法人が地域住民を巻き込んでコミュニティ農園を整備・運営。農園作業だけでなく、農・食・アートに関する様々なイベントを開催。

【Point】多様なイベントで市民参加が活発に！

2. ほかほか自然農園（愛知県名古屋市中区）

民間事業者が障害者の社会参画の場づくりとして市民農園を開設。新規就農者による農地確保が難しい中、名古屋市の農地バンク制度の利用により、農地貸借のマッチングが成立。

【Point】農地バンクを活用して市民農園開設！

4. 町田山崎団地菜園（東京都町田市）

団地の管理事業者が、団地内の都市計画道路用地の一面に地域コミュニティの活性化目的として、居住者を対象にした貸し菜園を整備。大学とも連携して収穫祭等イベントを開催。

【Point】菜園が団地のコミュニティ活性化に寄与！

6. サンライズフレア農園（大阪府豊中市）

築 20 年のマンションオーナーが NPO 等と協働し、マンションの駐車場に農園を整備。マンションに新たな価値を生み出すとともに、イベントを通じて住民同士や地域住民との交流を促進。

【Point】駐車場の菜園化で住民交流を促進！

収穫祭では採れた野菜のスムージーの販売等も行った。農園以外のイベントも多数開催し、「商店街で面白いことをやっている」と印象付けた。

継続段階
木藤氏は商店街再生事業を継続するため株式会社油津広域団を設立し、国の補助を受けて平成 27 年度からは農園はコンテナショップ街 ABURATSU GARDEN に生まれ変わった。オープニングセレモニーにはかつて農園活動に参加していた子供たちを招待し、耕した農園がお店に変化したことを共有した。

備考
テナントミックスサポート事業・油津商店街コミュニティ創出事業等は中心市街地活性化ソフト事業（総務省）の支援措置を受けた。※中心市街地活性化のため市町村が単独事業で行う認定基本計画に位置づけられたソフト事業に関する経費の 50%を特別交付税により措置

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
★取組を企画した主体 ■：特に重要な取組

備考
テナントミックスサポート事業・油津商店街コミュニティ創出事業等は中心市街地活性化ソフト事業（総務省）の支援措置を受けた。※中心市街地活性化のため市町村が単独事業で行う認定基本計画に位置づけられたソフト事業に関する経費の 50%を特別交付税により措置

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
★取組を企画した主体 ■：特に重要な取組

メニュー4. コミュニティ農園-事例2

（農園）
が課題である。

空き地の暫定利用で都市農地＝人

を整備)

菜作り指導) (関連事業：地域振興
工政策課、観光・観光・観光
太氏 (テナントミックスサポート
業協会青年部 (農園整備・協力)

景観 樹林 会館 飲食

位置図



商店街再生に向けてテナントミックス店舗対策に取組んだ。農園は油津づくり (株) に委託して実施。

①万内、②油津へ移住、③20 店舗
プロを公募し、選ばれた木藤良太
に旗振り役となった。



整備
づく
ズと
南市
を提
いい、

写真出典：greenz HP
木藤氏は商店街再生事業を継続するため株式会社油津広域団を設立し、国の補助を受けて平成 27 年度からは農園はコンテナショップ街 ABURATSU GARDEN に生まれ変わった。オープニングセレモニーにはかつて農園活動に参加していた子供たちを招待し、耕した農園がお店に変化したことを共有した。

備考
テナントミックスサポート事業・油津商店街コミュニティ創出事業等は中心市街地活性化ソフト事業（総務省）の支援措置を受けた。※中心市街地活性化のため市町村が単独事業で行う認定基本計画に位置づけられたソフト事業に関する経費の 50%を特別交付税により措置

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
★取組を企画した主体 ■：特に重要な取組

コミュニティ農園-事例2

5。

を利用で都市農地＝人

景観 樹林 会館 飲食

位置図



に向けてテナントミックス店舗対策に取組んだ。農園は油津づくり (株) に委託して実施。

①万内、②油津へ移住、③20 店舗
プロを公募し、選ばれた木藤良太
に旗振り役となった。



写真出典：greenz HP
木藤氏は商店街再生事業を継続するため株式会社油津広域団を設立し、国の補助を受けて平成 27 年度からは農園はコンテナショップ街 ABURATSU GARDEN に生まれ変わった。オープニングセレモニーにはかつて農園活動に参加していた子供たちを招待し、耕した農園がお店に変化したことを共有した。

備考
テナントミックスサポート事業・油津商店街コミュニティ創出事業等は中心市街地活性化ソフト事業（総務省）の支援措置を受けた。※中心市街地活性化のため市町村が単独事業で行う認定基本計画に位置づけられたソフト事業に関する経費の 50%を特別交付税により措置

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
★取組を企画した主体 ■：特に重要な取組

(2) 事例紹介の構成

1) 「事例の特徴」の構成

メニュー別に個別事例の特徴が分かりやすいように、紹介する事例を一覧でまとめて示す(表5)。整理する項目は、活用する土地の情報や運営等であり、各項目の内容と表の読み方は、下記の①～⑥のとおりである。

表5 メニュー●●の事例一覧

立地	所有	制度	運営主体					施設・設備										機能					
土地利用 活用前の	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団体区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
農地	民	有	★					●									●						
農地	民	有	★		★		★	●									●						
農地	民	有	★	○				●									●	●					
農地	公	有	★		○			○	●		●		●		●		●	●					
農地	民	有	★					●									●			●			
農地	民	無	★					●									●		●				
①	②	③	④					⑤										⑥					

①立地

活用前の土地の状況は、主に農地か空閑地に分かれる。空閑地の場合、全くの未利用地である空き地、何等かの施設用地である跡地や予定地、敷地内の空閑地の4つに分類できる。

表6 立地（活用前の土地の状況）の区分

区分（略称）		区分名	定義
農地		農地	生産緑地を含む農地
空 閑 地	空地	空き地	造成地や草原、樹林地等未利用地
	跡地	跡地	学校、駐車場や店舗、空き家等何らかの施設が整備されていたが利用減少や廃止等により施設を撤去した土地
	予定	予定地	マンションや道路等何らかの施設の整備予定地
	敷地	敷地内空閑地	集合住宅や病院等の敷地内の空閑地

②所有

土地を活用する際のアプローチが異なることから活用時点での土地所有者を示す。

表7 土地所有の区分

区分（略称）	区分名	定義
公	公有地	国、県、市町村等が所有する土地
民	民有地	個人、事業者等が所有する土地

③制度

事例が制度を用いたものである場合、同様の取り組みが複数地点に広がることを想定していることから、対象地が市内等の広域に複数点化する。制度でない場合は、特定の場所において取り組むものとなる。また、社会実験等の場合は、特定の場所を選定して行われるが、実験結果によっては新たな事業化等の展開が見込まれる。

表8 制度の有無の区分

区分（略称）	区分名	定義
有り	制度の活用有り	一定のルールやシステム（制度）を設けて実施した取り組み、既存の制度を活用して実施した取り組みであり、複数地点、広域的に展開可能な取り組み
無し	制度の活用無し	実施にあたり制度を用いていない特定の土地に限定した取り組み
実験	実証実験、社会実験	実証実験、社会実験として特定の土地に限定して一定期間実施した取り組み

④運営主体

運営主体とは、取り組みの実施段階において、事例を動かしている団体を示す。主体は公共団体、民間団体のほか各専門の団体に分かれる。事業を企画した主体と、実際に運営する主体が異なる場合があるため、事例の紹介の中ではこの違いについても示す。

表9 運営主体の区分

区分（略称）	区分名	定義
行政	行政	国、県、市町村等の自治体
市民	市民・NPO等	地域住民や自治会、市民団体、NPO
事業	事業者	企業、事業者、農家、商店街
学校	学校	大学・教育機関・専門家
他	その他	JA、外郭団体、社会福祉協議会、社団法人、独立行政法人（UR…）等

※一覧表内では【計画段階】★＝企画した主体、
【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体 として示す。

※略称は個別事例紹介のアイコンで使用する。

⑤施設・設備

取り組みの内容がイメージしやすいことから、事例ごとに有する施設・設備を示す。農園は農家や個人、団体等利用する人の違いや、生産を主にしているかどうかといった利用方法の違いにより4区分に分けた。このほか、緑地の施設として植栽や活用方法が異なる花壇、広場、樹林地等の施設を区分した。また、会議室やカフェ等の設置があることにより活用の幅が増えることから、これらを付属施設として区分した（施設・設備の区分に関する考え方は表2参照）。

表 10 施設・設備の区分

区分（略称）	区分名	定義
営農	営農用農園	農家が生業として耕作する農園
区画	区画貸農園	区画割して貸し出す農園（個人で利用可能）
団体	団体区画貸農園	区画貸しだが、団体利用に限る農園（共同作業の場づくりを意識したもの）
共同	共同農園	地域や会員が共同で耕作する農園や、収穫体験や指導に基づく農業体験等のレクリエーションに使われる農園
花壇	花壇	観賞用の花を植える区画
広場	広場	芝生広場やデッキ広場等のオープンスペース
樹林	樹林・植栽地	雑木林や屋敷林等の樹林地や、ビオトープ等多様な生物の生息場所となる場
会議	会議室・多目的室	会議やワークショップ等のイベントを開催するのに使う屋内空間。無料開放も有料の物も含む
飲食	カフェ・飲食店等	カフェ、レストラン、食堂等常設または定期的に飲食を提供する場（広場や会議室を使ったイベント時の食事会や屋台等は含まない）

※一覧表内では、●＝主な施設・設備、○＝一部、部分的にある施設・設備として示す。

※略称のうち括弧内は個別事例紹介のアイコンで使用する。

⑥機能

緑農環境の保全・活用の取り組みが発揮する機能を区分した。すべてのメニューが対応するグリーンインフラやソーシャルキャピタルの醸成に関する機能は、ここでは区分せず、各メニューによって、その増進が期待される主な機能を対象に、以下表に区分した。(課題については、表 3 参照)。

表 11 緑農環境の機能の区分

区分 (略称)	区分名	定義
農保	農空間の確保	農地を農地として担保することで、都市における緑被地の確保、新鮮な農産物の供給等の効果を得る
人材	人材育成	専門家による指導や農的活動の場と機会を提供することで、担い手育成や確保、農の普及啓発等の効果を得る
理解	地域理解の促進	農を身近に感じてもらうことで、砂埃や害虫の発生等、周辺住民が感じる農環境に対する負の印象を緩和する等、地域理解を促進する効果を得る
防災	防災空間の確保	農地や空閑地を災害時等のオープンスペースとして確保することで、安全で暮らしやすいまちづくりに寄与する効果を得る
景観	景観の改善	それまで放棄地であり景観が悪かった場所が、ごみ拾いの実施等の人の手が入ることで景観改善効果を得る
コミ	コミュニティ	また、人が出入りすることで不法投棄の防止や管理不足等による治安の悪化を抑制し、防犯等の効果を得る
レク	レクリエーション	高齢化、過疎化、空洞化等が進む地域において、共同作業の場として活用することで、人が集まり、交流促進、賑わい創出に繋がる効果を得る

※一覧表内では、●＝主な機能、○＝一部、部分的な機能として示す。

※略称は個別事例紹介のアイコンで使用する。

2) 個別事例の紹介の頁構成

個別事例の紹介は、段階的に内容を把握しやすくするため、大きく①事例の特徴、②基礎的な情報、③具体的な取り組み内容の3構成とした。

①で事例の特徴をつかみ、②で自治体名等の基礎的な情報を把握し、③で詳細な取り組み内容を把握する流れとしている。

①～③の詳細内容は以下のとおりである。

①事例の特徴

事例の特徴には、「事例の特徴」において定義した区分について、アイコンで示すとともに文書で内容を補足した。課題・背景、重要 Point については、事例の特徴を把握するために項目を追加した。重要 Point における主な着眼点は表 12 に示すとおりである。

ア→	事例名	油津アーケード農園
	課題・背景	シャッター街と化した中心市街地の商店街の再生が課題である。
イ→	重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 最終目標は営業する店舗を増やすことであるが、空き地の暫定利用で都市農地＝人が集まる場を設けた。
ウ→	活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地 旧商店（油津商店街の旧商店を壊して一角に農地を整備）
エ→	制度	有り 無し 実験
オ→	運営主体等	行政 市民 ★事業 学校 他 行政：日南市商工観光課（地元調整）・農政課（野菜作り指導）（関連事業：地域振興課（旧まちづくり総務課）商工観光課、商工政策課、観光・スポーツ課） 事業者：日南まちづくり（株）（農園主催）、木藤亮太氏（テナントミックスサポートマネージャー）（農園企画）、日南地区建設業協会青年部（農園整備・協力）
カ→	施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食
キ→	機能	農保 人材 理解 防災 景観 ゴミ レク

表 12 イ. 重要 Point の主な着眼点

区分	定義
広報	ブランディング、デザイン、マーケティング等により、利用者へ効果的に PR を行ったことで活動が広がった取り組み
人材	〇〇塾の開催、〇〇講座、ステップアップ制度等を活用して運営側の人材育成につなげた取り組み
多角化	貸農園やイベント広場単独では収益確保が難しいため、福祉、保育、観光、物販(店舗設置、レストラン併設等等含む)等、多角的な運営により収入源や利用者層を広げて運営を維持、拡大している取り組み
仕掛け	計画に位置づけ戦略的に進める（予算を確保、立地の絞り込み等）、イベント等の人があつまる仕掛けから継続させる仕組み、ユニットを提案して広げる仕組み等を活用した取り組み
連携	庁内関係課の推進体制、市民、学校、福祉施設、事業者等の関連団体との連携対象が多いことや、協議会の設置や協定締結に基づき推進している等、組織的に進めている取り組み

ア. 課題・背景：取組の課題や、取組に至った背景を示す。

イ. 重要 Point

取組を継続、拡大していく際のポイントとなる工夫を示す。

重要 Point を記載する着眼点として、以下を示す。

表示例： **広報** **人材** **多角化** **仕掛け** **連携**

濃い塗りつぶし箇所：当該地の重要 Point

※重要 Point の区分については、表 12 参照

ウ. 活用前の土地利用

表示例： **農地** **空地** **跡地** **予定** **敷地**

濃い塗りつぶし箇所：当該地の活用前の土地利用

※土地利用の区分については、表 6 参照

エ. 制度の有無

表示例： **有り** **無し** **実験**

濃い塗りつぶし箇所：当該事例が制度によるものかどうか

※制度の区分については、表 8 参照

オ. 運営主体等

表示例： **★行政** **市民** **事業** **学校** **他**

濃い塗りつぶし箇所：運営主体

枠線箇所：関係団体

★：取組を企画した主体

※運営主体の区分については、表 9 参照。

カ. 施設・設備

表示例：

営農 **区画** **団体** **共同** **花壇** **広場** **樹林** **会議** **飲食**

濃い塗りつぶし箇所：主な施設・設備

枠線箇所：一部、部分的にある施設・機能

※施設・設備の区分については、表 10 参照。

キ. 機能

表示例：

農保 **人材** **理解** **防災** **景観** **ゴミ** **レク**

濃い塗りつぶし箇所：当該事例に主に期待される機能

枠線箇所：当該事例で一部期待される機能

※機能の区分については、表 11 参照。

②基礎的な情報

市町村名や取り組み期間、土地所有等について示す。

ア→ イ→ ウ→ エ→ オ→	市町村名	宮崎県日南市	位置図 
	取組期間	平成 25 年～平成 27 年（2 年間） ※現在はコンテナショップ街として活用	
	土地所有	民有地	
	面積	約 100 m ²	
	事業概要	シャッター街と化した商店街の再生に向けて、日南市から委託を受けた事業者が旧商店跡の空き地活用策として商店街の一角に農園を開設した。農園キッズや大人サポーターを募集して、子供たちを中心とする野菜づくりプログラムや収穫祭等を実施し、農体験者の増加から、商店街利用者の増加へとつなげた。	

ア．市町村名：

位置図と合わせて場所を特定する情報として示す。

イ．取組期間：

取り組みの開始年度とどの程度の期間継続しているか示す。

ウ．土地所有：（事例一覧に掲載している内容のため、欄を着色している。）

民有地、公有地の区分を示す。

エ．面積：

活用する区域の広さを示す。

オ．事業概要：

取り組みの内容について簡潔に示す。

③具体的な取組内容

行政の関与のあり方の他、取り組み事例の段階ごとに実施内容やこの特徴を示す。
活用イメージやスキーム図等も特徴を示すものをこの中で示す。

ア→	行政の関与	市は「日南市中心市街地活性化基本計画」をもとに商店街再生に向けてテナントミックスサポート事業を導入し、木藤氏に委託して空き店舗対策に取組んだ。農園は油津商店街コミュニティ創出事業として市が日南まちづくり（株）に委託して実施。
イ→	取組段階ごとの実施内容	□計画段階 日南市が中心市街地活性化のため、①月額報酬 90 万円、②油津へ移住、③20 店舗のシャッターを開けるという条件で商店街再生のプロを公募し、選ばれた木藤亮太氏がテナントミックスサポートマネージャーとして旗振り役となった。 ■実行段階 木藤氏らは商店街の空き地の暫定利用として農園整備を日南地区建設業協会青年部に依頼し、日南まちづくり株式会社主催で約 3 ヶ月のターム毎に農園キッズとして参加する子供、大人サポーターを募集し、日南市農政課の指導のもと体験型の野菜作りプログラムを提供した。参加費は保険料 500 円で月 2 回作業を行い、収穫祭では採れた野菜のスムージーの販売等も行った。農園以外のイベントも多数開催し、「商店街で面白いことをやっている」と印象付けた。 □継続段階 木藤氏らは商店街再生事業を継続するため株式会社油津応援団を設立し、国の補助を受けて平成 27 年度からは農園はコンテナショップ街 ABURATSU GARDEN に生まれ変わった。オープニングセレモニーにはかつて農園活動に参加していた子供たちを招待し、耕した農園がお店に変化したことを共有した。  写真出典：greenz HP

ア．行政の関与：

事例に関して行政が担った役割を示す。

イ．取組段階ごとの実施内容

□計画段階

計画、準備、調整等、取り組みの開始段階を示す。

キーパーソンが存在、地域の課題等があれば記載する。

□実行段階

取り組みが実行された段階を示す。

体制の確立や仕組みの検討等について記載する。

□継続段階

活動の継続、拡大を図る段階を示す。

活動の多角化や運営方法の模索等について記載する。

※特に重要な段階に■マークを示す。

Ⅱ

緑農環境活用の7つのメニュー

次ページより7つのメニュー毎に複数事例を紹介する。



写真について

①	③	① メニュー1. 練馬区農の学校（東京都練馬区）[出典：練馬区]
②	⑤	② メニュー2. 鳴神ファーム（和歌山県和歌山市）[出典：ニュース和歌山 H.P.] http://www.nwn.jp/news/180127_farm/
④		③ メニュー3. みんなのうえん（大阪府大阪市）[出典：みんなのうえん H.P.] https://minnanouen.jp/about/background/
⑥	⑦	④ メニュー4. くにとちはたけんぼ（東京都国立市）[出典：itot H.P.] https://itot.jp/13215/257
		⑤ メニュー5. 宮崎コミュニティガーデン（神奈川県川崎市）[出典：宮前ガーデニング倶楽部 H.P.] http://miyacomini.miyagarden.justhpbbs.jp
		⑥ メニュー6. みんなのひろば（愛媛県松山市）[出典：松山市 H.P.] https://www.city.matsuyama.ehime.jp/hodo/201711/sotonobaaward2017.html
		⑦ メニュー7. 広場活用社会実験「IBALAB」（大阪府茨木市）[出典：茨木市 H.P.] https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kentou/siminsannkakutorikumi/ibalab/44068.html

Menu 1. Farm 農場・菜園

農地、菜園等、農産物の生産または、販売も含む場

1. メニュー 1. 農場・菜園

1) 事例の特徴

農場・菜園は、農地、菜園等、農産物の生産または、販売も含む場である。ここでは継続が困難である都市部における営農を支えることで、生産の場としての農地を保全する取り組みを示す。行政やその他（JA）が主体となる取り組みが多い。

事例	立地	所有	制度	運営主体					施設・設備								機能							
	土地利用 活用前の	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団地区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
1	農地	民	有	★					●									●						
2	農地	民	有	★		★		★	●									●						
3	農地	民	有	★	○				●									●	●					
4	農地	公	有	★		○			○	●		●		●		●		●	●					
5	農地	民	有	★					●									●			●			
6	農地	民	無	★					●									●		●				

【凡例】

運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体
施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. 特定生産緑地の情報発信（東京都小金井市）

特定生産緑地の指定を促進するため、ホームページでの情報提供、生産者への意向調査を行うとともに、農業委員会と連携し生産者のための勉強会、高齢の所有者への個別訪問等を実施。

【Point】農業委員会と連携し制度周知を徹底！

2. 生産緑地賃借システム（神奈川県秦野市）

生産緑地の所有者や借り手として想定される「はだの市民農業塾」の塾生・卒業生等にヒアリングを行い、生産緑地の借受可能性や希望条件等を整理した上で、生産緑地賃借システムを検討。

【Point】貸手・借手の希望をもとにシステム検討！

3. ランドコーディネーター（埼玉県さいたま市）

市が実施するアグリカルチャービジネススクールの受講生を対象に、広報等、農に関わる幅広い分野で農業をサポートする新たな人材「ランドコーディネーター」を育成。

【Point】異分野から農業を支える人材を確保！

4. 練馬区農の学校（東京都練馬区）

練馬区の農業の魅力と役割を伝え、農に関心を持つ区民の中から都市農業に関わる人材を育てる場として農の学校を開設。農の学校では支え手が必要とする農家とのマッチングも実施。

【Point】農の支え手育成とマッチングを図る！

5. 防災農地の機能評価（大阪府貝塚市）

市は、発災時に農地を避難空間や仮設建設用地に活用するため農家の協力を得て防災農地として登録する制度を推進。防災農地の機能評価により防災農地登録に向けた戦略的な取り組みを展開。

【Point】機能評価に基づく戦略的な取組推進！

6. こくベジプロジェクト（東京都国分寺市）

国分寺の農業や農畜産物（こくベジ）の魅力を発信し、こくベジを使ったメニューを提供する飲食店のPRを行う「こくベジプロジェクト」。地域イベントと連携することで取り組みを拡大。

【Point】農・商・観光連携により地産地消を推進！

2) 個別事例の紹介

メニュー1. 農場・菜園-事例 1

事例名	特定生産緑地の情報発信									
課題・背景	2022 年に生産緑地の買取申出が一斉解禁となることが懸念される。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 市が農業委員会と連携し、制度の説明会や勉強会を行い、制度の周知に努めた。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 生産緑地									
制度	有り無し実験 国：特定生産緑地制度									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：小金井市環境政策課、農業委員会									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	東京都小金井市					位置図				
取組期間	平成 31（2019）年～									
土地所有	民有地（生産緑地）									
面積	市全域									
事業概要	市や大学、JA、農家による検討協議会が生産緑地の保全・活用方法を検討するために農家の意向調査を行った。この結果も踏まえ、生産緑地を特定生産緑地に指定するため、市ではホームページでの情報提供、生産者への意向調査を行うとともに、生産者への勉強会や個別訪問等の実施に取り組み、特定生産緑地への指定を進める。									
行政の関与	「小金井市緑の基本計画（平成 23 年 3 月）」、「小金井市環境保全実施計画年次別実施計画（平成 30 年度から平成 32 年度）」に生産緑地の保全・活用施策を位置付け、環境政策課と農業委員会の連携で推進する。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 国土交通省と農林水産省による「平成 29 年度都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査」を小金井市都市農地保全活用検討協議会（市、大学、JA、農家）が受託し、全生産緑地所有農家を対象に営農継続意向や生産緑地の買取申出意向等についてアンケート調査を実施した。その結果、特定生産緑地指定制度について、約 9 割の農家が「活用又は検討」の意向を示した。 ■実行段階 市は平成 30 年度の 1 月 21 日～25 日までの 5 日間、11 支部・計 129 人に対して農家支部別座談会を実施し、特定生産緑地制度等の説明を行った。また、農家を対象に特定生産緑地制度、都市農地の貸借の円滑化に関する法律についての説明会や勉強会を農業委員会と連携して計 8 回実施した。 □継続段階 策定中（令和 3 年 1 月時点）の「小金井市緑の基本計画」では、特定生産緑地への指定について、農地所有者への法改正や制度の周知の徹底を図り、農地所有者の理解を得ながら進めることが検討されている。（第 5 回小金井市緑の基本計画策定委員会資料 3）									
備考	市の事業として生産緑地の保全のための取り組みを実施。									

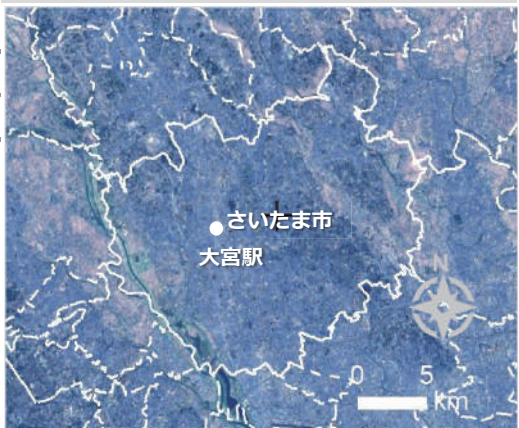
【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	生産緑地貸借システム									
課題・背景	2022 年生産緑地の買取申出による生産緑地の減少・市内緑地の喪失が懸念される。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 行政、事業者、JA が連携して生産緑地貸借システムの中間支援組織を検討した。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 生産緑地									
制度	有り無し実験 ※制度の検討：はだの都市農業支援センターマッチングシステム									
運営主体等	★行政市民★事業学校★他 【調査・検討】秦野市都市農地保全活用推進協議会 （構成員 行政：秦野市まちづくり計画課・その他：JA はだの 事業者：株式会社コミュニティ・アシスト・システム） 【中間支援組織として想定される主体】はだの都市農業支援センター （構成員 行政：秦野市農業振興課、農業委員会、その他：JA はだの）									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	神奈川県秦野市					位置図 				
取組期間	調査・検討：平成 27(2015)~29(2017)年									
土地所有	民有地									
面積	市街化区域									
事業概要	市・JA・事業者による秦野市都市農地保全活用推進協議会は生産緑地の貸し手と借り手の双方へアンケートやヒアリングを行い、生産緑地の貸借システムについて検討し、市・農業委員会・JA で構成する「はだの都市農業支援センター」が中間支援組織としての機能を担うことが提案された。									
行政の関与	市が秦野市都市農地保全活用推進協議会の構成員として生産緑地の貸借システムの仕組みや生産緑地の保全・活用等を検討した。また、はだの都市農業支援センターの構成員として農の担い手育成や農地の斡旋等新規就農希望者の支援を行う。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 秦野市都市農地保全活用推進協議会が受託した平成 27 年度「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査（国土交通省）」、平成 28・29 年度「都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査（国土交通省）」の中で、都市農地の活用策として期待できる農業体験農園の開設に向けて、農家へのアンケート、生産緑地の借り手として想定される「はだの市民農業塾」の塾生や卒業生、市民農園の利用者等へのヒアリングから、生産緑地の貸借可能性・条件等を整理した。 □実行段階 調査の結果、農家の約 1/4 が生産緑地の貸付意向を示し、新規就農者の約 7 割、市民農園利用者の約 6 割が生産緑地の借受け意向を示した。また、貸付条件として信頼できる中間支援組織が必要ことがわかった。これらを踏まえ、生産緑地の貸借システムにおいて「はだの都市農業支援センター」が中間支援組織として機能することが提案された。当組織は市、農業委員会、JA で構成され、新規就農者等の様々な問題を一貫して支援する窓口であり、運営する「はだの市民農業塾」を修了した就農希望者に農地の借入れを紹介・斡旋している。当組織が市民農業塾の就農希望者等を新たな担い手として育成しつつ貸し手と借り手をマッチングすることが期待される。 □継続段階 平成 27~29 年度の調査を踏まえ、JA はだのと（株）コミュニティ・アシスト・システムの支援により市内第 1 号となる農業体験農園が開設した。今後市は JA やはだの都市農業支援センターと連携し、市民農業塾を修了した新規就農者による運営委託や貸借による開園等、多様な主体を巻き込み農業体験農園の開園を目指す。									
備考	調査・検討に国土交通省の調査委託費を活用（制度としては、運用していない）。									

【凡例】濃い塗りつづし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

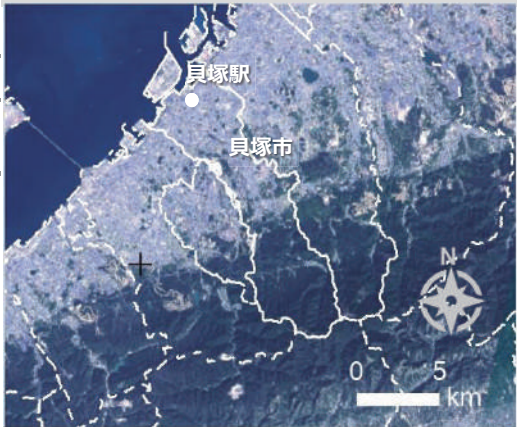
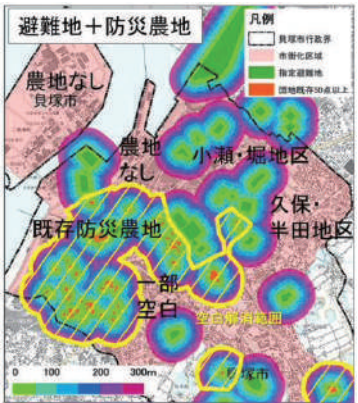
事例名	ランドコーディネーター									
課題・背景	農家人口の減少、農業従事者の高齢化や、後継者不足が進んでいる。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	農業だけでなく幅広い分野から農業を支える人材を育成する。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験	市：ランドコーディネーター制度						
運営主体等	★行政	市民	事業	学校	他	行政：さいたま市農業政策課 市民：ランドコーディネーター				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	埼玉県さいたま市					位置図				
取組期間	平成 19（2007）年～									
土地所有	民有地									
面積	市全域									
事業概要	さいたま市は都市住民の農業支援者、新たな担い手として農にかかわる幅広い分野で農業活動のサポート、農家と都市住民、企業等の連携のサポートを行うランドコーディネーターを育成する。アグリカルチャービジネススクールの受講生を対象に、受講後に市が認定し、イベント等を通じた農業の PR・広報、市民向けの農家見学会等の活動を行う。									
行政の関与	市はアグリカルチャービジネススクールを運営し、ランドコーディネーター支援事業として活動費の助成を行う。また、ランドコーディネーター協議会事務局とともに会員にとって魅力ある活動の実施を協議・指導し、会員数の維持に努める。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 近年の農業は安全・安心な農産物の生産・供給だけでなく、流通販売、環境や食育等、様々な面から関心が高まっていることから、市は農の新たな担い手として、農に関わる幅広い分野で農業活動や農家と都市住民、企業等の連携をサポートする人材「ランドコーディネーター」の育成を行っている。 □実行段階 市が開校するアグリカルチャービジネススクール（ランドコーディネーター養成講座）の受講生を対象に一定以上の知識取得と本人の意向をもとに市が「ランドコーディネーター」に認定し、認定者は「さいたま市ランドコーディネーター協議会」へ加入して活動を行う。イベントを通じたさいたま市農業の PR や市民向けの農家見学会、さいたま野菜を食べる会等の活動があり、メンバーは会社員や経営コンサルタント等、約 8 割は農家以外の職種である。 □継続段階 ランドコーディネーターが行う農家見学会による市民の農業に対する理解の深化、見沼田圃や研究を進めているヨーロッパ野菜等、市内農産物に関する市や個人の発行物の記事作成・生産者取材活動への協力による記事の質の向上、広報チャンネルの増加等の効果があった。 写真出典：ランドコーディネーター協議会ブログ									
備考	ランドコーディネーター協議会では年会費 2,000 円を徴収。この他、市が同協議会に毎年度、年間活動費 45 万円の 2/3（30 万円）を限度額として助成する。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	練馬区農の学校									
課題・背景	ボランティアリストや資料のみでは、農家とのマッチングの成功率が低い。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 練馬区は農の学校において人材育成と農家とのマッチングを支援する。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 市民農園									
制度	有り無し実験区：農の学校（「ねりま農サポーター」）									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：練馬区都市農業課 事業者：運営委託事業者									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	東京都練馬区					位置図 				
取組期間	平成 27（2015）年～									
土地所有	公有地									
面積	3,700 m ²									
事業概要	練馬区農の学校では、区民に農業の魅力と役割を伝え、農に関心を持つ区民の中から都市農業に関わる人材を育て、支え手を必要とする農家とのマッチングを行う。所定のコース修了者は、「ねりま農サポーター」として区内農家の支え手としての活動や、区内農業イベントの手伝いを行う。									
行政の関与	区が農の学校の仕組みの検討、整備、運営を担う。運営にあたっては、区が民間事業者に委託しながら、農業者、JA 東京あおば等の関係者と連携を図る。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 これまでも農家とボランティアの紹介を書類で行う制度はあったがニーズが異なる等活動が長続きしない課題があった。「練馬区農業振興計画」では、後継者不足や高齢化により担い手が不足する農家に対し、意欲ある多様な支え手の確保を施策に掲げ、その一環として「（仮称）練馬区農の学校」の仕組みを検討するとした。これを踏まえ、2012 年 3 月「（仮称）練馬区農の学校基本計画」、2013 年 3 月「（仮称）練馬区農の学校実施計画」を策定し、2015 年「練馬区農の学校」を開校した。 ■実行段階 練馬区農の学校は、区内の農業者を講師として実際に農業者が必要とする知識や技術を学ぶことできる実践的な内容となっており、所定のコースを修了すると「ねりま農サポーター」として認定される。農サポーターが農家の支え手として活動するために、区内の農業者の協力のもと援農体験会を実施し、農の学校の職員が農サポーターとともに農業者を訪問し、支援内容を協議、体験した上でマッチングを図る等の支援を行う。 □継続段階 令和元年度末までに「ねりま農サポーター」85 名を認定し、50 件のマッチングが成立している。  写真提供：練馬区									
財源	運営：事業費（約 2,000 万円） 参加費：講習料は 3 コースについて一人あたり 1 万円。定員が 15 名。家族向けのふれあい体験コースは半期ごとに、各 10 組。一組あたり 2000 円と保険料を徴収。									

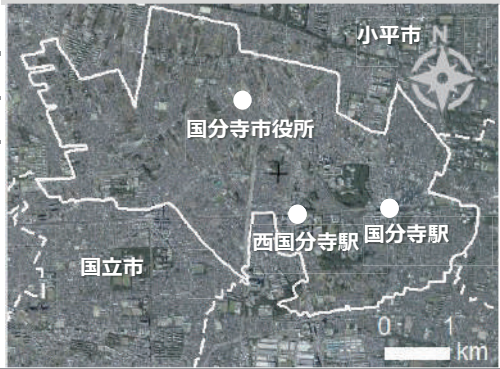
【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	防災農地の機能評価									
課題・背景	大阪湾に面する平野部に住宅が密集し、発災後の一時避難場所の確保が課題である。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 防災農地の機能評価に基づき、戦略的・積極的に防災農地の登録を働きかける。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地									
制度	有り無し実験市：防災農地登録制度									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：貝塚市農林課									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	大阪府貝塚市					位置図 				
取組期間	平成 20（2008）年～									
土地所有	民有地									
面積	合計約 180,000㎡（平成 31 年 3 月時点） （複数個所で展開）									
事業概要	貝塚市は平成 20 年より、発災時に農地を避難空間や仮設住宅の建設用地等として利用するため、農家の協力を得て、予め防災農地として登録する「貝塚市防災農地登録制度」を運用しており、防災農地の指定による避難機能の評価に基づき、避難空白地における防災農地の追加指定に向けた取り組みを実施した。									
行政の関与	大阪府や農家等と連携し、市が主体となり「防災農地登録制度」を運用する。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 大阪府では、農地等を防災空間として保全・活用することを目的に平成 15 年に府及び市町村で「大阪府防災農地推進連絡会」を設置し、貝塚市は平成 20 年度に「貝塚市防災農地登録制度」を創設した。また、貝塚市、大阪府、大阪府土地改良事業団体連合会による「貝塚市農空間を活用した安全・安心・快適なまちづくり検討会」が平成 27 年度「都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査事業（農林水産省）」を受託し、防災農地の機能評価を行った。 ■実行段階 「貝塚市地域防災計画」で指定する避難所と既存防災農地の外周から 300m バッファ（5 分程度で避難できる距離の目安）を地図上に表示した結果、既存防災農地が一時避難地として機能することが示された。一方、避難所や既存防災農地からも離れる避難空白地の存在や防災農地が小面積で散在する箇所があり、既存防災農地に接道・連担する農地を積極的に防災農地に登録することで避難機能向上に寄与すること等が示された。 □継続段階 写真出典：平成 27 年度調査報告書 平成 27 年度調査において防災農地の追加登録による避難空白地の解消が示された新規モデル地域では、市が農林水産省の防災協力農地等地域支援事業を活用し、防災井戸の設置や防災訓練を実施した。また、市は新規モデル地域における防災農地登録候補地の実行組合等に協力依頼を行った。一方、事業開始から約 12 年が経過し、2022 年に生産緑地の指定後 30 年を迎える等を踏まえ、防災農地の再精査を進め、精査後に防災農地に適した農地を選別し、土地所有者へ協力依頼を行う予定である。 									
備考	市の防災農地整備事業費、農林水産省の防災協力農地等地域支援事業による補助金（H28 年度：約 251 万円、H29 年度：約 278 万円）を防災農地の指定・整備等に活用。									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	こくベジプロジェクト									
課題・背景	観光振興検討の結果、歴史ある農業と滞在時間を長くできる食に着目した。									
重要 Point	広報		人材	多角化	仕掛け	連携	これまでの農業振興施策と異なり、市政戦略室が事業主体となり飲食店、JA、商工会、観光協会、市民が一体となって地産地消を推進する。			
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	農地、飲食店をつなぎ地産地消を推進（生産の場として農地を活用）				
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	★行政	市民	事業	学校	他	行政：国分寺市市政戦略室（H27～30 年度）、経済課（H31 年度～） 市民：「ぶんぶんウォーク」事務局（計画段階）、NPO 法人めぐるまち国分寺（H28～） 事業者：農家、飲食店 その他： JA・商工会・観光協会（H31 年度～）				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	東京都国分寺市					位置図				
取組期間	平成 27（2015）年～									
土地所有	民有地									
面積	市全域									
事業概要	国分寺市は国の地方創生先行型事業として、国分寺産の農畜産物を「こくベジ」と名付け、委託企業とポスターや情報誌等を制作して魅力の発信・ブランディングを図った。また、市民、農家、飲食店、JA、商工会、観光協会と連携してこくベジの取り組みを拡大・展開し、地産地消を推進した。									
行政の関与	国の地方創生交付金を活用し、「こくベジプロジェクト」を事業化して民間事業者や市民等と連携し、独自のブランディングや PR、こくベジ関連イベント等を展開した。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 地産地消が生活の中で受け継がれてきた国分寺の農畜産物をブランド化するため、市政戦略室が地方創生交付金を活用し、民間事業者と連携して国分寺の農畜産物を「こくベジ」と名付けてその魅力発信、こくベジを使ったメニューを提供する飲食店の PR を行うことにより独自のブランディングを図った。また、市内のイベント「ぶんぶんウォーク」事務局に声をかけて連携し、事務局の奥田氏、南部氏をはじめ市民が推進力となり事業を展開した。 □実行段階 プロジェクトに協力する農家から飲食店への農畜産物の配達には、NPO 法人めぐるまち国分寺が行政の補助金等に頼らずスタートした。野菜や果樹などの農畜産物の集配に加え、農家側の情報と飲食店側のニーズを調整する役割も担っている。地方創生推進交付金の終了後、JA、商工会、観光協会、市が資金を出し合い、任意団体である「こくベジプロジェクト推進連絡会」を立ち上げ、事業運営主体となっている。 □継続段階 平成 30 年 3 月に 80 店舗であったこくベジメニュー提供飲食店は、令和 3 年で 103 件に増加した。マルシェや企業や団体とのコラボイベント等、様々な取り組みが企画運営され、その度にこくベジプロジェクトメンバーをはじめ、多くの人が自ら手を挙げ参加して広がっている。今後は子育てや障がい者就労支援等、農福連携にも着手していく。									
備考	平成 27～30 年度は地方創生推進交付金、平成 31 年度～は JA、商工会、観光協会、市の出資金を活用して事業展開。									



写真出典：Green Connection

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

Menu 2. Farm Activity 体験農園

幅広い人々が農業を体験、農に対する認識を広げる場

2. メニュー2. 体験農園

1) 事例の特徴

体験農園は、幅広い人々が農業を体験、農に対する認識を広げる場である。地域住民等が農に関心を持つ第一のきっかけづくりの場としての取り組みであり、行政、事業者、農業協同組合（JA）等、事業を企画した主体や運営主体は多様なパターンがある。施設・設備等としては営農用の農園の一角で実施されるものや共同農園、区画貸農園等がある。

事例	立地	所有	制度	運営主体					施設・設備								機能							
	活用前の 土地利用	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団地区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
1	農地	民	有	★	○	■				●								●	●	●	●	●	●	●
2	敷地	民	無			■	★	★		●								●	●					●
3	農地	民	有			★		★		●								●	●	●				●
4	農地	民	無	○		★			●	●		●						●	●	●			●	●
5	農地	民	有		★				○	●		●	●	●	●			●	●	●		●	●	●

【凡例】

運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体

施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. ファーマーズクラブ東葛西（東京都江戸川区）

農家の新しい経営形態として営農困難な農地を区が借り受けて農業体験農園を開設し、現役農家が耕作指導する「ファーマーズクラブ東葛西」を展開。

【Point】体験型農園導入で営農困難農家を支援！

2. 鳴神ファーム（和歌山県和歌山市）

和歌山大学とJAの共同研究をきっかけに、農業体験農園を開設したい農家と畑を活用したい病院をJAがマッチングして農業体験農園を開設。

【Point】JAが貸手と借り手をマッチング！

3. シェア畑（東京都世田谷区・目黒区）

農地や遊休地を借りて手ぶらで農体験ができる「シェア畑」事業を展開するアグリメディアと行政やJAが連携し、市民農園の開設を推進。

【Point】JAとの連携で市民農園開設を推進！

4. 白石農園（東京都練馬区）

全国に先駆けて農業体験農園を開設した白石農園は、隣接レストランでの新鮮野菜の提供、社会福祉事業との連携等都市農業を幅広く展開。

【Point】多様な事業展開で都市農業の魅力UP！

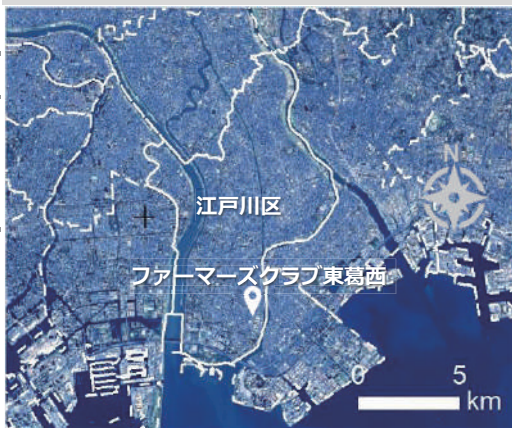
5. おかざき農遊会（愛知県岡崎市）

農業塾の修了生がNPOを設立し遊休農地を活用して共同農園や手ぶらで楽しめる市民農園を運営。他に朝市での農産物販売、援農等を実施。

【Point】農業塾が担い手発掘に寄与！

2) 個別事例の紹介

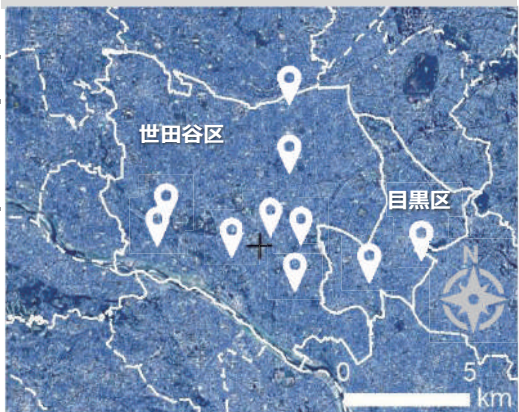
メニュー 2. 体験農園-事例 1

事例名	ファーマーズクラブ東葛西									
課題・背景	農業者の高齢化や後継者不足、都市化の進行等による農地の減少が課題である。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 営農困難農地を農業体験農園として農家の新たな経営をサポートする。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地									
制度	有り無し実験市：農業体験農園（特定農地貸付法）									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：江戸川区産業経済課 事業者：農家市民：農業ボランティア									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	東京都江戸川区					位置図				
取組期間	平成 21（2009）年～									
土地所有	民有地									
面積	ファーマーズクラブ東葛西： 50 区画（40 m ² /1 区画）									
事業概要	江戸川区では従来の市民農園とは異なる農家の新しい経営形態として、区が営農困難な農地を借り受けて開設し、農家の指導のもと野菜づくりを体験できる農業体験農園づくりに着手した。この農園を基に本格的な農業体験農園の導入が図られた。									
行政の関与	区では様々なタイプの農業体験（区民農園、ふれあい農園、農業体験農園）や農業ボランティアの場を設けており、区民と協働で農地の保全・活用を進めている。また、江戸川区みどりの基本計画（平成 25 年 4 月）で「体験型農園の整備」を施策に位置付けている。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 本格的に農業体験を希望する区民に向け、区が農家より営農困難な農地を借り受け、現役農家が耕作指導する、苗・種・肥料・農具付きの農園「江戸川区ファーマーズクラブ東葛西」を平成 21 年 3 月に開設した。区は当農園の運営を高齢化等による営農困難農家への支援策として農家の新しい経営のパイロット事業に位置付け推進する。 ■実行段階 農家は耕作を行わず耕作地を維持することができ、区は無償で借り受け、農家・区の双方にメリットがある。ファーマーズクラブ東葛西の場合、全 50 区画で 1 区画 5 万円の利用料を徴収し、職員の人件費を除く物件費、種苗、肥料、農具、講師委託料の合計 250 万円を利用料で賄っている。利用者への農業指導の際には、区が農家支援のために派遣する「農業ボランティア」が講師の補助を行っている。 □継続段階 令和 3 年度ファーマーズクラブ東葛西利用者募集においては、26 組の申込があり、耕作指導日は第 1・第 3 水曜日に実施している。 写真出典：江戸川区 HP 									
備考	利用料、区の事業費をもとに運営。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	鳴神ファーム									
課題・背景	都市農業振興を推進する一方、市内では多くの市民農園が開設されているものの、農家の経営手法として自立的に取り組む農園利用方式の農業体験農園はなかった。									
重要 Point	JA のコーディネーター機能により大学、農家、病院、地域住民を繋いで農業体験農園を開設した。									
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地 病院の駐車場一面にある畑									
制度	有り 無し 実験 JA：農業体験農園（農園利用方式）									
運営主体等	行政 市民 事業 ★学校 ★他 事業者：農家 学校：和歌山大学（計画段階） その他：JA わかやま									
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食									
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク									
市町村名	和歌山県和歌山市					位置図 				
取組期間	平成 28（2016）年～									
土地所有	民有地									
面積	400 m ² （16 区画）									
事業概要	JA わかやまと和歌山大学は共同研究で都市農業振興策として農業体験農園を検討し、JA が農業体験農園の開設を希望する農家と病院を引き合わせたことで、病院駐車場の畑に市内で初となる農業体験農園を開設した。JA は運営においても農家のサポートを行う。									
行政の関与	市は農業体験農園について HP で紹介をしている。									
取組段階ごとの実施内容	■ 計画段階 2015 年 4 月から 3 年間、JA わかやまと和歌山大学の共同研究により、農業体験農園に関する市民ニーズ調査や東京都練馬区の白石農園の視察を行い、白石農園の白石好孝氏の講演を開いたところ、農業体験農園の開設を希望する農家が現れた。また、鳴神地区の病院から駐車場の畑の活用について JA に対して協力依頼があり、JA が二者をマッチングさせる形で農業体験農園「鳴神ファーム」が開設した。開設にあたり、駐車場やトイレ等は病院敷地内の設備を利用でき、初期投資の節約に繋がった。加えて、JA と大学が連携し、地域住民に対して農業体験農園の先進事例や効果を可視化して伝えたことが初年度からの利用者確保に繋がった。 □ 実行段階 開設形態は農園利用方式で、園主は農機具や種苗等を提供し、1 回 40 分程度の栽培講習会を年間 20 回行う。また、病院内のレストランを活用して栽培学習会を行う。JA は参加者ニーズを満たすための企画提案、広報誌等で収穫体験等の掲載を行い、運営をサポートしている。 □ 継続段階 鳴神ファーム開設後、新たに 2 か所で農業体験農園が開設され、市内 3 か所の開設に全て JA が関与している。写真出典：宇都宮病院 HP 									
備考	利用料（1 区画年間 3.3 万円）									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	シェア畑									
課題・背景	農地の減少、農家の高齢化・後継者不足等の課題がある一方、地産地消や農業体験に対する関心は高い。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携					
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	行政	市民	★事業	学校	★他					
	事業者：アグリメディア その他：行政・JA 等									
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	全国					位置図				
取組期間	平成 24（2012）年～									
土地所有	民有地									
面積	複数個所で展開 （位置図は世田谷区・目黒区におけるシェア畑位置の例示）									
事業概要	都市農地の保全と、都市での農業所得の向上に貢献するため、JA が農園開設についての農家や行政との協議を進め、企業のアグリメディアが農園整備や利用者募集等、農園の企画運営に注力して両者の連携により市民農園の開設を推進する。									
行政の関与	農地の維持管理等に関する相談を受け、農地所有者が興味を持った場合、連携先のアグリメディア（シェア畑）を紹介する。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 行政や JA が農地面積維持を進めたいが、施策として展開する市民農園や貸農園の拡大が困難な場合、農地所有者の土地活用の新たな相談先として民間企業のアグリメディアとの連携をスタートさせる。 □実行段階 アグリメディアは、農地や遊休地を借りて誰でも気軽に農業に触れ合える市民農園として再生・運営する「シェア畑」事業を展開している。この取り組みが農地の活用につながることから JA や自治体とも連携する機会が増えてきた。行政や JA に相談する農地所有者が管理の負担軽減や農地の賃料、利用者との関わり等の面で興味を持った場合、アグリメディアからシェア畑としての運営を紹介し、貸農園の開設を進めている。 □継続段階 行政や JA は相談窓口としての役割を担い、アグリメディアがシェア畑運営の支援を行うことで、農地所有者の相談先や土地活用の選択の幅が広がり、全国でシェア畑が広がっている。									
										
						写真出典：シェア畑 HP				
備考	利用料設定や広さは畑の立地や区画により様々である。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	白石農園								
課題・背景	生産緑地法の施行当時は都市農業と住民の接点がなく、農業への住民の関心が低かった。								
重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 地域内での連携により都市農業の新たな展開に取り組み続ける。								
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地								
制度	有り 無し 実験								
運営主体等	行政 市民 ★事業 学校 他 事業者：白石農園								
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食								
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク								
市町村名	東京都練馬区				位置図				
取組期間	平成 9（1997）年～※農業体験農園開設								
土地所有	民有地								
面積	経営面積 14,000 m ² （体験農園 5,000 m ² ）								
事業概要	練馬で江戸時代より農業を営む白石農園は全国に先駆けて農業体験農園を開設した。農園に隣接するレストランに野菜を供給し、精神障害者が社会へ復帰するための東京都の社会適応訓練事業の協力事業所として、精神障害者の受入を行う等、農産物の生産だけでなく地域内の連携により事業を展開する。								
行政の関与	市民農園整備促進法に基づき農家が生産緑地内の農地において自ら開設・運営する概ね 2,000 m ² 以上の農園に対して、開設・運営に要する経費の一部を補助している。ねりまの食育応援店として白石農園の直売所や観光農園を区の HP で紹介している。								
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 白石農園を営む白石好孝氏は、地域で農業を続けるために、地域の人に野菜を食べてもらえる直売や、畑に来てもらえる農業等ができないかと考えた。交友のあった農家の加藤義松氏、区の担当者が中心となり、農地関連法や税制等の制約、すでに区が取り組んでいた市民農園の運営状況を調査しながら、野菜作りのノウハウも学べる体験農園の枠組みを検討した。1996 年度に練馬区で農業体験農園事業がスタートし、1996 年に加藤氏が開設した農業体験農園「緑と農の体験塾」に次いで、白石農園は全国に先駆けて体験農園「大泉 風のがっこう」を開設した。 ■実行段階 体験農園の生徒に飲食店経営者や練馬区のデイケア（精神疾患を抱える療養者に対して生活に必要な習慣・技術を身につけること等を目的とした社会復帰訓練事業）に携わる保健師がいたことから、白石農園はレストランへの野菜供給、東京都「社会適応訓練事業」の協力事業所としての受入に至った。 □継続段階 2020 年より新たな経営の柱として、白石農園が栽培したアスパラガスの選別・梱包作業を練馬区社会福祉協議会が運営する障害者の就労支援施設「かたくり福祉作業所」が行う連携事業を開始。新鮮なアスパラガスのインターネット販売サービスを提供している。								
備考	アスパラガスの事業はクラウドファンディングを活用（2020 年目標 140 万円のところを 240 万円が集まった。）								

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	おかざき農遊会									
課題・背景	農業従事者の高齢化が進み、郊外部で遊休農地が増加している。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	まちづくりプロジェクトとの連携により活動拡大・周知につながっている。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験	市：市民農園（特定農地貸付法）						
運営主体等	行政	★市民	事業	学校	他	市民：NPO 法人おかざき農遊会				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	愛知県岡崎市					位置図				
取組期間	平成 19（2007）年～									
土地所有	民有地									
面積	複数個所で展開 ※位置図は主な活動農地									
事業概要	主に JA や市が開設した農業塾の修了生が NPO を設立し遊休農地を活用して農園を営む。正会員は 100 名程度で、畑の共同耕作、幼稚園児等の農作業体験の受入れ、手ぶらで楽しめる市民農園の運営、朝市での農産物販売、援農、食農教育等を行う。									
行政の関与	会が運営する市民農園の用地貸借契約、借手募集などは市側が実施する。小学校への食農教育授業に関し市教育委員会から後援あり。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 市の農務課農業支援センターや JA が運営する農業塾の修了生が 2007 年に「おかざき農遊会」を設立 2010 年に NPO 法人となる。「荒地は人の心を荒廃させる」をスローガンに地域の耕作放棄地の解消と食農教育の推進活動を開始した。 □実行段階 おかざき農遊会は遊休農地を活用した会員向けの共同圃場や市民農園の運営、共同圃場での収穫体験の受入、朝市の開催、営農支援等、様々な自主事業を展開している。2014 年 9 月には岡崎市の NPO 法人として初めて特定農地貸付法に基づく市民農園を開設した（2021 年現在 4 か所 87 区画）。年間収入のうち、約 9 割が自主事業収益を占めており、特に朝市事業、遊休地解消事業（共同圃場、市民農園の運営）、営農支援事業による収益が大きい。 ■継続段階 岡崎市「乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画-QURUWA 戦略-」に基づくプロジェクトの 1 つ、乙川河川敷を活用した社会実験「おとがワ！ンダーランド」の中でおかざき農遊会は朝市を行っている。また、QURUWA 戦略の重要拠点の一つである岡崎市図書館交流プラザ Libra では、2019 年 9 月～2020 年 3 月末の半年間「Quruwa 菜園プロジェクト」として、屋外空間を活用した仮設の菜園がつくられた。引き続き、まちなか菜園やはぎ館でおかざき農遊会は隔週日曜日に開催される「やさいづくり体験日」に野菜栽培指導の講師として活躍しており、Quruwa 菜園プロジェクトの facebook ページでおかざき農遊会の活動が紹介される等、幼稚園・小学校・公園・外部団体・個人及び不特定多数の市民へ、まちづくりと連携することで「菜園都市おかざき」活動への周知につながっている。					 写真出典：おかざき農遊会ブログ				
備考	NPO の活動費：事業収益、会費（正会員、賛助会員）、寄付金									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

Menu 3. Farm Rental 貸し農園

利用者が区画を借りてより本格的に農に関わる場

3. メニュー3. 貸し農園

1) 事例の特徴

貸し農園は、利用者が区画を借りてより本格的に農に関わる場である。利用者が区画を借りて、自分で計画しながら農作業を行うことができるため自由度が高い。農業指導をサービスとして伴い、利用しやすくしている事例もみられる。

行政が関与する公営のものと、事業者が運営する民営のものが主である。区画貸農園が主であるが、会議室等を併設して利用の多様化を図っている事例もある。

事例	立地	所有	制度	運営主体					施設・設備								機能							
	土地利用 活用前の	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団地区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
1	跡地	公	有	★						●														●
2	農地	民	有	○		★				●								●						●
3	空地	民	実験					★		●			●									●	●	
4	予定	公	無				○	★		●													●	●
5	空地	民	無			★				●			○	○		○	○						●	●
6	敷地	民	無		★					●													●	●

【凡例】

運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体

施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. 渋谷区区民菜園（東京都渋谷区）

既存の農地が存在しない中心的市街地において、小学校跡地や小田急電鉄の資材置き場を活用して区が区民菜園を開設。区民が自然にふれあい交流する機会を提供。

【Point】空地の菜園利用で緑のふれあい促進！

2. ほかほか自然農園（愛知県名古屋市）

民間事業者が障害者の社会参画の場づくりとして市民農園を開設。新規就農者による農地確保が難しい中、名古屋市の農地バンク制度の利用により、農地貸借のマッチングが成立。

【Point】農地バンクを活用して市民農園開設！

3. まちなか菜園・花壇（山口県下関市）

国交省の助成金を活用して（財）下関 21 世紀協会が、斜面住宅地の空き地 3 箇所を菜園・花壇を整備。利用料を維持管理に充てる仕組みを実験的に検証。

【Point】空き地の菜園利用の仕組みを実証！

4. 町田山崎団地菜園（東京都町田市）

団地の管理事業者が、団地内の都市計画道路用地の一画に地域コミュニティの活性化目的として、居住者を対象にした貸し菜園を整備。大学とも連携して収穫祭等イベントを開催。

【Point】菜園が団地のコミュニティ活性化に寄与！

5. みんなのうえん北加賀屋（大阪府大阪市）

民間所有の空き地・空き家を活用し、NPO 法人が地域住民を巻き込んでコミュニティ農園を整備・運営。農園作業だけでなく、農・食・アートに関する様々なイベントを開催。

【Point】多様なイベントで市民参加が活発に！

6. サンライズフレア農園（大阪府豊中市）

築 20 年のマンションオーナーが NPO 等と協働し、マンションの駐車場に農園を整備。マンションに新たな価値を生み出すとともに、イベントを通じて住民同士や地域住民との交流を促進。

【Point】駐車場の菜園化で住民交流を促進！

2) 個別事例の紹介

メニュー 3. 貸し農園-事例 1

事例名	渋谷区区民菜園									
課題・背景	渋谷区は農地が存在しないため、区民が野菜の収穫等を体験する機会が少ない。									
重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 農地のない都心の未利用地を活用し、区民に農にふれあう機会を提供。									
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地 小学校跡地の一部（美竹・恵比寿区民菜園）、 小田急電鉄の資材置き場（参宮橋区民菜園）									
制度	有り 無し 実験 区民菜園									
運営主体等	★行政 市民 事業 学校 他 行政：渋谷区土木部管理課、株式会社渋谷サービス公社（外郭団体）									
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食									
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク									
市町村名	東京都渋谷区					位置図				
取組期間	平成 20（2008）年～									
土地所有	公有地									
面積	東 1 丁目：約 216 m ² 、参宮橋：約 480 m ² 、 美竹：約 820 m ² 、恵比寿：約 1,030 m ² （取 り組初期は 4 個所で展開、現在は 1 個所）									
事業概要	農地の無い渋谷区は、小学校跡地や民間所 有の資材置き場を活用し、区民が自然にふ れあいながら交流できる場として暫定的 に計 4 個所の区民菜園を整備した。2021 年現在は、参宮橋区民菜園（15 区画）が運 営を継続、恵比寿区民菜園は工事閉鎖中。									
行政の関与	区が区民菜園を貸与し、サービス公社が運営を担う。									
取組段階 ごとの 実施内容	■計画段階 区民が菜園づくりを通じて自然の営みや収穫の喜びを実感しながら交流できる場として、区が未利用地を活用し、2008 年 5 月 31 日～2011 年 2 月 28 日までの暫定利用として 3 つの区民菜園を整備した。2009 年 4 月には 4 個所目となる東一丁目区民菜園を新設している。当初 3 つの区民農園のうち、美竹区民菜園は渋谷駅近く、恵比寿区民菜園は恵比寿ガーデンプレイス隣接の小学校の跡地利用で菜園が整備された。参宮橋区民菜園は小田急電鉄の資材置き場を区が取得して整備した。 □実行段階 菜園の利用にあたり、一定の取り決めが必要なことから、区では区民菜園ごとに利用者懇談会の設立を呼びかけ、開催している。また、菜園は都会の中心部に位置するため、農薬の使用は禁止しており、外周には高い防砂ネットを設けている。渋谷区の「ふれあい植物センター（株式会社渋谷サービス公社が運営）」は区民菜園講習会を行い、区民の菜園利用をサポートする。 □継続段階 期間終了後、参宮橋区民菜園の運営は継続中、恵比寿区民菜園は工事のため閉園中。									
備考	区画の利用料（年 12,000 円）									

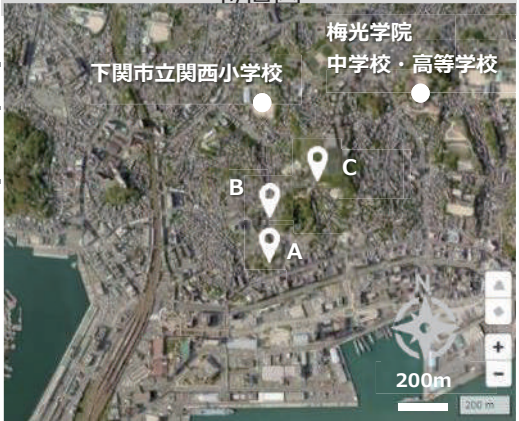
【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	ぽかぽか自然農園									
課題・背景	既存制度は対象者が限定されており新規就農者が農地を取得することが困難である。									
重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 市が運用する農地バンク制度により、農地所有者と市民農園を運営する事業者のマッチングが成立した。									
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地									
制度	有り 無し 実験 市：農地バンク制度									
運営主体等	行政 市民 ★事業 学校 他 行政：名古屋市都市農業課、中川区農政課 事業者：ぽかぽかワークス									
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食									
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク									
市町村名	愛知県名古屋市					位置図				
取組期間	平成 28（2016）年～耕作放棄地再生									
土地所有	民有地									
面積	約 850 m ² （40 区画）									
事業概要	ぽかぽかワークスは社会福祉施設（就労継続支援事務所 B 型）として、名古屋市の農地バンク制度を活用して市民農園「ぽかぽか自然農園」を開設し、障害者の社会参画の場づくりに取り組む。農園運営では障害者が貸出し前の区画の耕作や未利用区画・道路の維持管理を担っている。									
行政の関与	市が農地バンクの運用により農地所有者と耕作希望者のマッチングを図る。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 社会福祉施設（就労継続支援事業所（B 型））のぽかぽかワークスは、障害者の社会参画の場づくりとして市民農園の開設を目指し、名古屋市の農地バンク制度に登録した。農地バンク制度は、農地所有者が耕作や管理が困難になった農地を登録し、その情報を農地の借り受け希望者に提供することで貸借を支援する制度である。当初、農地バンク制度は情報提供できる相手方が自ら耕作する者に限られていたが、遊休農地を市民農園として再生させる事業者が現れている現状を受け、市は 2016 年に名古屋市農地バンク制度実施要綱を改正した。その結果、ぽかぽかワークスは農地を借り受けて市民農園「ぽかぽか自然農園」を開設した。 □実行段階 ぽかぽか自然農園はぽかぽかワークスのアウトドアチームが管理運営し、障害者の方々は主に市民農園の維持管理（貸出前の全区画の耕起作業や未利用区画・通路の維持管理）を行う。農園は農機具、水洗い場、駐車場完備、菜園アドバイザー付きで 1 ヶ月 3,500 円（税別、1 区画 12 平米）となっている。 □継続段階 ぽかぽかワークスは、ぽかぽか自然農園以外に 2016 年以降、土地所有者から直接、または農地中間管理機構を経由して耕作放棄地を再生して自然栽培による農業を行なっている。 写真出典：ぽかぽか自然農園/ファーム HP									
備考	利用料（1 ヶ月 3,500 円（税別））を徴収して運営。 									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	まちなか菜園・花壇									
課題・背景	中心市街地にある斜面住宅地は少子高齢化が進み、空き家・空き地が増加している。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 国の事業を活用し、菜園・花壇の整備までをサポートして地域の中で活用する仕組みを実証した。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地									
制度	有り無し実験									
運営主体等	行政市民事業学校★他 その他：(財) 下関 21 世紀協会									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	山口県下関市					位置図 				
取組期間	平成 24 (2012) 年~平成 25 (2013) 年									
土地所有	民有地									
面積	A 約 12 m ² ×4、B 約 2 m ² ×4、 C 約 20 m ² ×1 (計 3 個所)									
事業概要	空き家・空き地率が高く、景観面や防災面、衛生面でも社会問題化していた斜面市街地を対象に、財団法人が空き家除却後の跡地を菜園等として活用し、利用料を除却跡地の維持管理に充てる仕組みを、自治会、住民ボランティア等との連携により試行した。									
行政の関与	-									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 (財) 下関 21 世紀協会が主体となり、空き家・空き地率が高い斜面市街地を対象に空き家除却後の跡地を菜園等に活用し、利用料を維持管理に充てる仕組みを実証試験により検討した。 ■実行段階 (財) 下関 21 世紀協会が自治会、住民ボランティア、市との連携により、斜面住宅地の 3 個所でまちなか菜園・花壇を開設した。当協会が事前に空き地所有者へ業務内容の説明と調整を行い、石の除去、土壌改良、耕起、畝の作成（耕起困難場所はプランターの設置）を行った。菜園利用説明会を実施し、利用者の申込みを受けて利用者に苗を支給し植え付けが行われた。菜園オープンまでは(財) 下関 21 世紀協会が主体となって整備したが、オープン後は利用者が自ら菜園を管理した。 □継続段階 利用者アンケートで利用希望額を調査し、菜園化による事業採算性を検証したところ、固定資産税額によっては菜園収入だけで十分賄うことはできないが、所有者は管理負担の軽減や住環境の向上にメリットを感じていた。また、まちなか菜園・花壇の開設にあたり、HP やチラシ等による広報だけでなく、下関市の記者クラブに対してニュースリリースを行ったため、テレビや新聞に放映・掲載され、土地活用の相談やボランティアの申し出等の反響を得た。一方、斜面地は残置物等が多く車両が入らないため整備に労力がかかり、整備段階を支援するシステムが必要である。  写真出典：平成 24 年度長期優良住宅等推進環境整備事業報告書									
備考	長期優良住宅等推進環境整備事業の助成金（国土交通省）を活用。									



写真出典：平成 24 年度長期優良住宅等推進環境整備事業報告書

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分(運営主体等の欄においては運営主体)
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分(運営主体等の欄においては関係団体)
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	町田山崎団地菜園									
課題・背景	団地建設から 50 年近く経過し、少子高齢化や賑わい・活力の低下が課題である。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 団地の敷地内にある未利用地を活用して住民に向けた貸し農園として整備し、コミュニティの活性化を図る。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 団地の敷地内にある都市計画道路用地の一角									
制度	有り無し実験									
運営主体等	行政市民事業学校★他 市民：団地自治会 学校：桜美林大学 その他：独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	東京都町田市					位置図				
取組期間	平成 23（2011）年～									
土地所有	公有地									
面積	菜園：28 区画									
事業概要	団地の魅力アップを図るため、管理事業者が長期にわたり未利用地となっていた都市計画道路用地を活用して菜園を整備し、住民に貸し出している。住民要望により水田も整備し、周辺農家の協力のもと田植えと収穫、秋には収穫祭を開催したが、水田部分の返還に伴い現在は実施していない。									
行政の関与	市は団地再生プロジェクトとして、木曽山崎地区をモデルに検討組織を立ち上げ、地域住民、事業者、市の合意形成を図る（町田市基本計画未来づくりプラン（2011 年 12 月））。2011 年度 11～2 月に開催した町田市木曽山崎団地地区まちづくり連絡協議会に団地自治会を中心とした委員と市、UR 都市機構等が参加し、まちづくりに関する事項を協議した。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 町田山崎団地には敷地の中心を東西に貫くように都市計画道路用地があり、「コミュニティ広場」と呼ばれている。ここは、毎年お祭りを開催する等、居住者同士の交流の場となっている。2011 年に UR 都市機構が地域コミュニティ形成の観点からコミュニティ広場の一部にクラインガルテン（貸し菜園）を整備した。 □実行段階 区画は全部で 28 区画あり、畑を耕すための農具や水道等も完備している。クラインガルテンには利用者しか入れないが、利用者同士の会話のきっかけとなり、コミュニティを育む場となっている。 □継続段階 クラインガルテンを機に住民の農に対する意識が高まり、団地自治会長の発案で UR 都市機構が水田を整備し、住民が管理した。団地新聞や団地のボランティアサークルでの呼びかけで仲間が増え、クラインガルテンや水田の収穫にあわせて収穫祭が行われていた。現在、水田の部分（約 110 m²）は、団地自治会から南多摩住まいセンター（団地管理組織）へ返還となり、水田は継続していない。 									
備考	菜園・田んぼは団地管理事業者の UR 都市機構により整備。 写真出典：団地 R 不動産 HP									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

写真出典：団地 R 不動産 HP

事例名	みんなのうえん北加賀屋									
課題・背景	1979 年に地域で最有力の造船会社の工場が撤退したことから、企業の流出、空き地や駐車場が増加し、さらに大阪都市部への移住の増加が重なり状況が深刻化した。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 空き地と隣接する空き家をセットで活用することで事業領域・収益の拡大に繋がった。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 住宅跡地（第 1 農園）、銭湯跡地（第 2 農園）									
制度	有り無し実験									
運営主体等	行政市民★事業学校他 事業者：NPO 法人 Co.to.hana（2019 年一般社団法人グッドラックに事業譲渡）、千島土地株式会社									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	大阪府大阪市					位置図 				
取組期間	平成 23（2011）年～									
土地所有	民有地									
面積	第 1 農園約 150 m ² 、第 2 農園約 500 m ²									
事業概要	北加賀屋地区の民間所有の空き家や空き地を活用し、地域内外の世代を超えた人が集い、農や食に関する様々な活動を行うコミュニティ農園を NPO が整備し、運営する。貸農園での野菜づくりをはじめ、食や農に関するイベントや勉強会、飲食等、参加者に多様なサービスを提供する。									
行政の関与	区の広報誌「さざんか」（令和元年 10 月 1 日号）で当農園を紹介、区のお祭り「すみのえアート・ビート」のイベントの一つとして「みんなのうえん祭」を開催した。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 千島土地株式会社は、北加賀屋地区に所有する空き家や工場跡地等に芸術家やクリエイターを誘致し、芸術・文化の発信地として活性化を目指す「北加賀屋クリエイティブ・ビレッジ構想」を推進しており、その一環として NPO 法人 Co.to.hana（以下、コトハナ）が遊休地をコミュニティ農園として活用する「みんなのうえん北加賀屋」プロジェクトを始動し、studio-L がその仕組みづくりをサポートした。 □実行段階 農園は農具完備、栽培サポート付きで初心者でも気軽に始めることができる。農・食・アートをテーマとした年 1 度の「みんなのうえん祭」をはじめ、多様なイベントが行われる。運営はコトハナを中心に地元団体や企業がサポートしている。 ■継続段階 当初 150 m²の小さな畑で自立できる事業収入がなかったため、コトハナはさらに遊休地と隣接する空き家、資金を千島土地（株）から提供してもらい、2013 年に約 500 m²の第 2 農園と空き家を活用したキッチン・サロンを開設した。2011 年の開設以来 400 件を超えるイベントを開催した。当初は事務局主体のイベントがほとんどだったが、運営面で参加者自身がやりたいことを実現するためのサポートを行うことで、参加者主体の活動が活発化している。活動開始から 3 年は千島土地（株）からの業務委託で活動し、4 年目以降は農園の参加費やイベントの売上げ、ケータリングの事業収入等で自立した運営を行なっている。 写真出典：みんなのうえん HP 									
備考	活動開始から 3 年間は千島土地株式会社からの委託費、4 年目以降は農園使用料、ケータリング等の自主事業収入をもとに運営。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

写真出典：みんなのうえん HP



事例名	サンライズフレア農園									
課題・背景	若年層の車の所有率が低下し、駐車場の需要が低下しつつある。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 需要が低下した駐車場を菜園化し、不動産価値を高める。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 駐車場の一部									
制度	有り無し実験									
運営主体等	行政★市民事業学校他 市民：マンションオーナー、NPO 法人 Co.to.hana 事業者：喫茶ピーコック 上芝英司氏、アルプスホーム									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	大阪府豊中市					位置図				
取組期間	平成 29 (2017) 年～									
土地所有	民有地									
面積	約 30 m ² (約 3 m ² ×10 区画)									
事業概要	築 20 年のマンションオーナーは、コミュニティ農園づくりに携わる NPO 等と協働し、需要が低下しつつあるマンションの駐車場の一部のアスファルトを剥がして農園を整備し、“農園つきマンション”として住民に貸出すことでマンションに新たな価値を生み出すとともに、住民同士の交流を生み出すきっかけをつくる。									
行政の関与	-									
取組段階ごとの実施内容	■ 計画段階 築 20 年のマンション「サンライズ・フレア」は、若年層の車の所有率減少に伴い、需要が低下しつつあった。このため、マンションオーナーは他メンバーと共に駐車場の一部のアスファルトを剥がし農園を整備することで、マンションに新たな価値を生み出すとともに、農園を通して入居者同士や地域との交流のきっかけをつくれないうかが考えた。 □ 実行段階 NPO 法人 Co.to.hana (以下、コトハナ) が駐車場の一部を農園へリニューアルし、マンションオーナー、コトハナ、喫茶ピーコック上芝英司氏、不動産管理会社アルプスホームが協議しながら農園つきマンションをどう盛り上げていくか考えた。コトハナは「北加賀屋みんなのうえん」等のコミュニティ農園をプロデュースしており、サンライズフレア農園においても設計、ディレクション、コミュニティづくり活動のサポートを行っていたことからこのノウハウを活用した。上芝氏がマンションの管理人となり、農園の情報発信やイベント企画等を行っており、マンションの一室をみんなが使えるスペースとして活用し、食や農のイベントを開催している。 □ 継続段階 農園はイベントを通じて住民だけでなく、地域の方も集まる場所となっている。									
備考	月 5,000 円の利用料を徴収して運営。利用料には農具の貸出しや水道の利用も含む。									



写真出典：PEACOCK64 H.P.



写真出典：PEACOCK64 H.P.

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

Menu 4. Community Farm コミュニティ農園

共同で農作業を行うことで、まちの課題を解決している場

4. メニュー4. コミュニティ農園

1) 事例の特徴

コミュニティ農園は、共同で農作業を行うことで、まちの課題を解決している場である。まちの課題解決という点で、行政が仕掛け、市民や NPO が運営主体となる事例が比較的多い。主な施設は団体区画貸し農園や共同農園である。

事例	立地	所有	制度	運営主体				施設・設備								機能								
	土地利用 活用前の	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団体区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
1	空地	民	無	○				★				●				○							●	●
2	跡地	民	無	○		★	○					●											●	
3	跡地	民	無	○	★					●	●	●	○	●	○						○		●	●
4	空地	民	無	★			★					●	●	●									●	
5	農地	民	無	★	★			○				●						●		●			●	
6	農地	民	有	★	★		○				●	●				○	○	●		●			●	●

【凡例】

運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体
施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. 豊中あぐり（大阪府豊中市）

社会福祉協議会の発案で、空き地を市民の手で農園に整備。60 歳以上の男性を対象に「豊中あぐり塾」が開かれ、野菜づくりや地域の福祉・ボランティア活動を学ぶ場として活用。

【Point】**空き地を定年後男性の社会参加の場に！**

2. 油津アーケード農園（宮崎県日南市）

商店街の再生の一端として、市が公募した地域再生を担う事業者が商店街の一角に農園を整備。収穫体験や学校教育との連携などのイベントを通して商店街を活性化。

【Point】**暫定利用が商店街活性化の起爆剤に！**

3. たもんじ交流農園（東京都墨田区）

NPO 法人が地主から駐車場跡地を借り受け、多世代が交流できる農園を整備。区の事業を活用し、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング（ガバメントクラウドファンディング）の寄付金等で整備費用を調達。

【Point】**ガバメントクラウドファンディングで資金調達！**

4. まちなか菜園（福島県南相馬市）

市、大学、地元有志、NPO が連携し、空き地や庭先に菜園をつくりたい人にプランター等を無償で貸し出す菜園づくりをサポート。まちなか菜園を通じてみんなの居場所を拡大。

【Point】**小規模でも点在させて効果 UP！**

5. せせらぎ農園（東京都日野市）

市内の生ごみ削減を目指し、行政の委託で NPO が協力家庭から生ごみを回収し、農園で堆肥化。生ごみ堆肥を活用してコミュニティ農園を運営。

【Point】**コミュニティ育成と環境保全に貢献！**

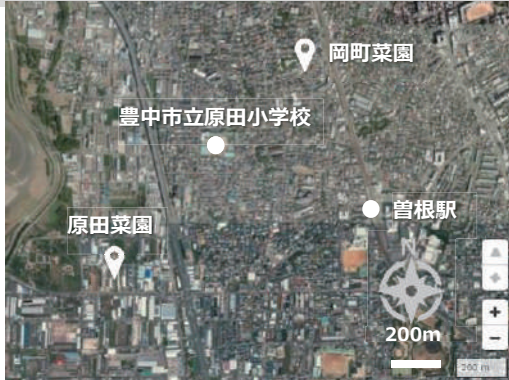
6. くにたちはたけんぼ（東京都国立市）

市の協議会から生まれた NPO が市を介して農地を貸借。農が身近にある暮らしを次世代に受け継ぐため、農園経営に加え、子育て支援、体験・観光の 3 軸で事業を展開。

【Point】**NPO による都市農業経営モデル！**

2) 個別事例の紹介

メニュー 4. コミュニティ農園-事例 1

事例名	豊中あぐり									
課題・背景	65 歳以上の高齢人口や空き家率が増加する一方、高齢者の地域への関与意向は高い。									
重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携									
	野菜づくりだけでなく、地域の福祉やボランティア活動等について学ぶ場を提供し、定年後の男性の社会参加を支援する。									
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地									
	個人の宅地跡地（岡町菜園）、空港管理会社所有地（原田菜園）									
制度	有り 無し 実験									
運営主体等	行政 市民 事業 学校 ★他									
	行政：豊中市花とみどりの相談所　その他：豊中市社会福祉協議会									
施設・設備	営農		区画		団体 共同		花壇 広場		樹林 会議 飲食	
機能	農保		人材		理解		防災 景観		コミ レク	
市町村名	大阪府豊中市						位置図			
取組期間	平成 28（2016）年～									
土地所有	民有地									
面積	岡町菜園：380㎡、原田菜園：750㎡ （その他 5 個所で展開）									
事業概要	定年後の男性の社会参加を促して介護予防も図ろうと、社会福祉協議会が空き地等を活用し、都市型共同農園を整備した。農園では 60 歳以上の男性を対象に野菜づくりや地域福祉・ボランティア活動について学ぶ機会を提供する。									
行政の関与	豊中市を通じて土地を借り受けた菜園もある（原田菜園）。市が設置する「花とみどりの相談所」による技術指導等の支援を行う（財源についての公的支援はなし）。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階									
	豊中市社会福祉協議会の勝部麗子氏は、都市部の高齢者、特に定年後の男性に畑作業を通じて社会参加の場を提供したいと考え、空き地等を活用した共同ファーム「豊中あぐり」を展開する。第 1 号となった岡町菜園は、社会福祉協議会が宅地跡の空き地を土地所有者から無償で借受け、会員と開墾して整備した。住宅地に位置するため、事前に周辺住民への説明会を行った。また、伊丹空港管理会社所有の土地を、豊中市を通じて無償で借り受け田んぼを整備し、原田菜園として管理する等、計 7 個所の菜園を整備・管理する。 ■実行段階 農園では 60 歳以上の男性を対象に社会福祉協議会が「豊中あぐり塾」を開き、花とみどりの相談所の技術指導を受け、会員が共同で野菜づくりをしながら地域福祉やボランティア活動について学ぶ機会を提供する。収穫された野菜は会員が朝市で販売する他、地理的に買い物が困難なお年寄りへ赤い羽根基金の助成金で購入した移動販売車で直売する。 □継続段階 豊中あぐりでは 2019 年に豊中市青年会議所の企画に協力し親子農業体験を実施した他、翌年も子ども対象の野菜収穫体験を実施する等、子どもたちとの活動を展開した。また岡町菜園近くの空き家が無償で借受け、豊中あぐりの拠点、介護者支援や子どもの学習支援等地域共生の拠点として「地域共生ホーム豊中あぐりプラス和居輪居」を運営する等、菜園を軸に地域の社会福祉に貢献する人材を育成する。									
備考	写真出典：豊中あぐり HP									
										
	年会費 2,000 円、サポーター会員からの寄付（一口 1 万円～）等をもとに運営。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	油津アーケード農園									
課題・背景	シャッター街と化した中心市街地の商店街の再生が課題である。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 最終目標は営業する店舗を増やすことであるが、空き地の暫定利用で都市農地＝人が集まる場を設けた。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 旧商店（油津商店街の旧商店を壊して一角に農地を整備）									
制度	有り無し実験									
運営主体等	行政市民★事業学校他 行政：日南市商工観光課（地元調整）・農政課（野菜作り指導）（関連事業：地域振興課（旧まちづくり総務課）商工観光課、商工政策課、観光・スポーツ課） 事業者：日南まちづくり（株）（農園主催）、木藤亮太氏（テナントミックスサポートマネージャー）（農園企画）、日南地区建設業協会青年部（農園整備・協力）									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	宮崎県日南市					位置図				
取組期間	平成 25 年～平成 27 年（2 年間） ※現在はコンテナショップ街として活用									
土地所有	民有地									
面積	約 100 m ²									
事業概要	シャッター街と化した商店街の再生に向けて、日南市から委託を受けた事業者が旧商店跡の空き地活用策として商店街の一角に農園を開設した。農園キッズや大人サポーターを募集して、子供たちを中心とする野菜づくりプログラムや収穫祭等を実施し、農体験者の増加から、商店街利用者の増加へとつなげた。									
行政の関与	市は「日南市中心市街地活性化基本計画」をもとに商店街再生に向けてテナントミックスサポート事業を導入し、木藤氏に委託して空き店舗対策に取り組んだ。農園は油津商店街コミュニティ創出事業として市が日南まちづくり（株）に委託して実施。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 日南市が中心市街地活性化のため、①月額報酬 90 万円、②油津へ移住、③20 店舗のシャッターを開けるという条件で商店街再生のプロを公募し、選ばれた木藤亮太氏がテナントミックスサポートマネージャーとして旗振り役となった。 ■実行段階 木藤氏らは商店街の空き地の暫定利用として農園整備を日南地区建設業協会青年部に依頼し、日南まちづくり株式会社主催で約 3 ヶ月のターム毎に農園キッズとして参加する子供、大人サポーターを募集し、日南市農政課の指導のもと体験型の野菜作りプログラムを提供した。参加費は保険料 500 円で月 2 回作業を行い、収穫祭では採れた野菜のスモージーの販売等も行った。農園以外のイベントも多数開催し、「商店街で面白いことをやっている」と印象付けた。 □継続段階 木藤氏らは商店街再生事業を継続するため株式会社油津応援団を設立し、国の補助を受けて平成 27 年度からは農園はコンテナショップ街 ABURATSU GARDEN に生まれ変わった。オープニングセレモニーにはかつて農園活動に参加していた子供たちを招待し、耕した農園がお店に変化したことを共有した。 写真出典：greenz HP									
備考	テナントミックスサポート事業・油津商店街コミュニティ創出事業等は中心市街地活性化ソフト事業※（総務省）の支援措置を受けた。※中心市街地活性化のため市町村が単独事業で行う認定基本計画に位置づけられたソフト事業に関する経費の 50%を特別交付税により措置									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	たもんじ交流農園									
課題・背景	寺島・玉ノ井まちづくり協議会は緑が少なく、農地のない墨田区で、農を通じて多世代が交流し、食育・環境・歴史等を実践的に学べる場所をつくりたいと考えた。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	区がふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる資金調達の機会を支援した。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	多聞寺駐車場跡地				
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	行政	★市民	事業	学校	他	行政：地域力支援部地域活動推進課 市民：NPO 法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	東京都墨田区					位置図				
取組期間	平成 29（2017）年～									
土地所有	民有地									
面積	約 660 m ²									
事業概要	寺島・玉ノ井まちづくり協議会がお寺の駐車場跡地を無償で借り、様々な人が交流し、まちづくり、地域連携、コミュニティ形成の拠点となることを目的とした農園の企画・整備・運営を行う。農園には共同耕作区画、個人・団体貸し区画だけでなく、芝生・デッキ広場等も整備し、イベントや講習会等を開催しながら多世代の交流を図る。									
行政の関与	区は 2017 年度～2019 年度の 3 年にわたり、「すみだの夢応援助成事業※」により当団体に助成金を交付した。※すみだの夢応援助成事業：地域を元気にする活動を応援するため、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングで集めた寄付金を助成金として交付する事業。サイト掲載や決済手数料を区が負担するため、事業実施団体は寄付額全額を受け取ることができる。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 寺島・玉ノ井まちづくり協議会（以下、てらたま協議会）が多聞寺の駐車場跡地を 10 年間無償で借り受け（固定資産税はてらたま協議会が支払う・減免申請中）、江戸野菜と寺島なすの栽培を復活させ、栽培を通じて多世代が交流できる農園づくりを計画した。 ■実行段階 てらたま協議会は墨田区の「すみだの夢応援助成事業」の受給資格を得るため NPO 法人格を取得し、2017 年から 3 年間、当該事業のクラウドファンディングにより集まった寄付金と、2018・2020 年に採択されたセブンイレブン記念財団の「環境市民活動助成金」を活用して造成や建設が行われた。運営はてらたま協議会の資金（農園会員費、イベント参加費等）をもとに行う。2017 年に土地の整備や菜園区画の一部整備等を行い、2018 年には菜園区画 23 m² 12 区画が完成した。2019 年にかけてイベント広場の芝生・デッキやビオトープの整備、雨水タンクの設置等、農園機能が拡充し、収穫祭やピザ焼パーティー等の交流イベントも充実した。 □継続段階 農園での活動を続けるにつれ、てらたま協議会員に加え、支援者・協力者が増え、公募ポスターによって農園会員も集まり、交流の輪が徐々に広がっている。									
備考	クラウドファンディングによる寄付金、助成金、農園会費、イベント参加費等をもとに農園を整備・運営。									



写真出典：ふるさとチョイス HP

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	まちなか菜園		
課題・背景	東日本大震災の原発事故で避難を余儀なくされた小高区は、避難解除後も人口は震災前の約3割にとどまり、まちなかに空き地が多く点在する。		
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 地域住民との話し合いの中でプロジェクトが生まれ、モデル菜園を経てまちなかに菜園が転々と広がっている。		
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地		
制度	有り無し実験		
運営主体等	★行政市民事業★学校他 行政・学校：小高復興デザインセンター（南相馬市・東京大学） 市民：小高はなみちプロジェクト、NPO 法人 urban design partners balloon		
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食		
機能	農保人材理解防災景観コミレク		
市町村名	福島県南相馬市	位置図 	
取組期間	平成 30（2018）年～		
土地所有	民有地		
面積	複数個所で展開		
事業概要	小高復興デザインセンター（官学連携機関）は住民有志グループや NPO との協働により、震災後まちなかに多く点在する空き地を活用してコミュニティ菜園の整備支援を行う「まちなか菜園事業」を推進している。大型プランターの無料貸出や収穫祭等の支援、講師による菜園レクチャー等で住民の菜園づくりをサポートし、みんなの居場所を広げる。		
行政の関与	2016 年 7 月に市と東京大学が協働で「小高復興デザインセンター」を設立した。市の「小高復興デザイン協働創生事業」により東京大学に運営委託。（～2018 年度）		
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 小高復興デザインセンター（以下、小高復興 DC）の部会における地元の方々との話し合いを踏まえ、小高復興 DC は震災後にまちなかに点在する空き地を利用して、みんなが使える共同菜園をつくる「まちなか菜園プロジェクト」を開始した。2017 年 2 月に東町災害公営住宅の空きスペースを利用した「ひだまり菜園」、同年 10 月に小高区役所隣の空き地を利用した「そよ風ガーデン」を開設し、これらをモデル菜園として 2018 年 4 月にまちなかに菜園を増やす取り組み「まちなか菜園事業」が本格化した。 □実行段階 小高復興 DC と住民有志グループ「小高はなみちプロジェクト」が NPO 法人 urban design partners balloon と協働し、所有する空き地や庭先等に地域の菜園をつくりたい想いを持つ人をサポートする。具体的には家庭菜園の講師による講習会を開催し、砂利地でも菜園づくりができるようプランターやレイズドベッドの他、ベンチやパラソル等を無料で貸出し、組立の手伝い、収穫祭等のイベントの手伝い等を行う。 □継続段階 2021 年 12 月時点で、菜園はまちなかで 6 個所、集落部で 3 個所にまで広がっている。収穫祭を行う菜園や、ヨガや BBQ も行う菜園等、地域住民によりそれぞれ独自の活用がされている。		
備考	小高復興デザインセンターの運営は市からの委託費による。		

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階 53

事例名	せせらぎ農園									
課題・背景	1990 年代最終処分場の配分量を上回るほどごみ問題が深刻だった日野市は「ごみゼロプラン」策定後、市民主導の生ごみの地域内循環の仕組みづくりを検討した。									
重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 生ごみ回収で財源を確保しつつ生ごみの地域内循環と農園運営を実現した。									
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地 生産緑地									
制度	有り 無し 実験									
運営主体等	★行政 ★市民 事業 学校 他 行政：日野市ごみゼロ推進課（生ごみ回収委託助成） 市民：まちの生ごみ活かし隊（生ごみ回収・農園運営）、NPO 法人やまぼうし（生ごみ発酵促進剤製造） その他：東京都七生福祉園（生ごみ回収協力）									
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食									
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク									
市町村名	東京都日野市					位置図				
取組期間	平成 20（2008）年～せせらぎ農園運営									
土地所有	民有地									
面積	約 3,700 m ²									
事業概要	生ごみの削減を目指し、市民団体が日野市からの委託を受けて地域住民から生ごみを回収し、福祉団体と連携しながら農園で堆肥化を行う。また、生ごみ堆肥を活用しながら農地を借りてコミュニティ農園を運営し、地域住民の交流の場、食育・環境教育活動の場として活用している。									
行政の関与	市は市民と協働で生ごみの地域内循環の仕組みづくりを検討し、一般家庭生ごみ回収・たい肥化事業を市民団体「まちの生ごみ活かし隊」に委託して実施する。									
取組段階ごとの実施内容	■ 計画段階 市は 2002 年に「ごみゼロプラン」を策定後、行政と地域住民団体を中心に市民主導型「ひの・まちの生ごみを考える会」を発足し、2004 年より市の「一般家庭生ごみ堆肥化循環モデル事業」を同会が受託し、家庭の生ごみを回収して堆肥化する取り組みを開始した。同会は 2006 年に「まちの生ごみ活かし隊」を発足し、2008 年に利用していた市外の牧場の堆肥化施設が閉鎖したこと、会員の福祉団体「NPO 法人やまぼうし」が撤退したことから、まちの生ごみ活かし隊が農園を引き継ぎ、コミュニティ農園として農園内で生ごみの堆肥化を実践することとなった。 □ 実行段階 まちの生ごみ活かし隊は、東京都社会福祉事業団「東京都七生福祉園」の園生のサポートにより生ごみの回収を行い、NPO 法人やまぼうしが製造する米ぬかボカシや竹パウダーを生ごみ発酵促進剤として生ごみ提供世帯に配布する等、障害者の雇用機会を提供する。コミュニティ農園での作業は生ごみ提供世帯に限らず誰でも参加でき、収穫祭や季節の行事等の交流会が頻繁に行われる。 □ 継続段階 市が食育に力を入れていることもあり、児童館、保育園、幼稚園の食育・農作業体験が活発化し、母親が農園メンバーになる等、会員増につながっている。 写真出典：まちの生ごみ活かし隊 HP 									
備考	年間収入は市からまちの生ごみ活かし隊への生ごみ回収委託費 120 万円(2014 年)、生ごみ提供世帯の会費 36.4 万円(年 2,000 円/1 世帯)、野菜等の売上 17.3 万円。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	くにたちはたけんぼ									
課題・背景	非農家による都市農業経営モデルを作るべく、行政、農家、市民団体が連携									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	まちづくり、経営的持続性の視点で農を活かして事業を多角的に展開する。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	梨園跡地（生産緑地）にて設立、相続により市民農園跡地（宅地化農地）に移転				
制度	有り	無し	実験	市：市民農園（特定農地貸付法）農家：都市農地の貸借法						
運営主体等	★行政	★市民	事業	学校	他	行政：国立市子育て支援課 市民：NPO 法人くにたち農園の会 学校：一橋大学				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	東京都国立市					位置図				
取組期間	平成 25（2013）年～									
土地所有	民有地									
面積	3,000 m ²									
事業概要	国立市の事業で検討された新たなモデル農園の開設に向け、協議会委員が任意団体を設立し、営農が困難になった農地を借受けてコミュニティ農園を開設した。農園で実施する食農プログラムの他、古民家を活用した子育て支援施設の運営、外国人の農体験ツアーや空き家を活用した民泊等、多角的に事業を展開する。									
行政の関与	市の事業の一環で市が農地の貸借の仲介をして「くにたちはたけんぼ」が開設したが、現在は NPO 法人として市から独立して運営する。また、子育て支援施設の運営は市の事業委託費を活用する。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 「国立市農業・農地を活かしたまちづくり事業推進協議会」にて検討された新たなモデル農園の開設に向け、協議会委員の小野淳氏（現 NPO 法人くにたち農園の会理事長）は任意団体「くにたち市民協働型農園の会」を設立し、梨園跡地において、地主と市が土地の貸借契約を結び、市から土地を借りるという仕組みで、2013 年にコミュニティ農園「くにたちはたけんぼ」を開設した。 □実行段階 くにたちはたけんぼでは企業や大学等の団体利用の貸農園、収穫した野菜を楽しむ「農園祭」等のイベント、親子田んぼ体験等を行う。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき隣接する生産緑地の田んぼを借りて農園の拡大を図っている。 ■継続段階 写真出典：itot HP 農園だけで常勤雇用を含めて経営することは困難なため、まちづくりと経営安定化の視点から農園近くの古民家を借りて「田畑とつながる子育て古民家つちのこや」として食堂と子育て支援施設をつくった。2018 年から市の「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けてつちのこやを運営する。また、2018 年から一橋大学の学生団体と連携し、外国人を対象にまちあるきと収穫体験等をセットにした「農泊事業」を始め、2019 年には空きアパートを学生と改装してゲストハウス「ここたまや」を開設した。農園経営だけでなく、エリアの地域資源を活用しながら子育て支援や観光事業も展開している。2020 年には 2 拠点目のコミュニティ農園「畑の家」並びに認定こども園「国立富士見台団地風の子」も開設。常勤職員も 30 名ほどとなった。 									
備考	主な収入は貸農園の利用料・イベント等の自主事業収益、「つちのこひろば」運営における市からの委託費、ゲストハウス開設のためのクラウドファンディング。									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

Menu 5. Community Garden コミュニティガーデン

共同で園芸等緑に関する作業を行うことで、まちの課題を解決している場

5. メニュー5. コミュニティガーデン

1) 事例の特徴

コミュニティガーデンは、共同で園芸等緑に関する作業を行うことで、まちの課題を解決している場である。まちの課題解決から始まることから行政や市民団体等が関与する事例が多い。活動の場として花壇の他、共同農園や広場等を有する。

事例	立地	所有	制度	運営主体					施設・設備								機能							
	土地利用 活用前の	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団体区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
1	予定	公	無	○	★							○	●	○								●	●	●
2	空地	公	無	○	★							●	●	●								●	●	●
3	空地	民	無	★	■								●	●					●					●
4	空地	民	有	★	■					○			○	●							●		●	
5	空/敷	民	有	★	■			○				○	○	○	○							●	●	●
6	空地	民	無	○	★	○	○					●										●	●	

【凡例】

運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体
施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. 宮崎コミュニティガーデン（神奈川川崎市）

長年放置されていた市所有の都市計画道路予定地を市民団体が借り受け、ワークショップを通じた実施プランの検討を踏まえ、コミュニティガーデンとして整備・管理を実施。

【Point】市の未利用地をコミュニティガーデンに！

2. 今宿コミュニティガーデン（神奈川横浜市）

行政主催の「まちづくりサロン」をきっかけに市所有の未利用地を市民団体が借り受け、コミュニティガーデンを整備。活動当初は補助金を活用して整備したが、現在は自立した運営を実施。

【Point】市民との対話を機に未利用地を活用！

3. 花と緑の広場（東京都三鷹市）

市民、事業者、行政をコーディネートする中間支援組織として花と緑のまち三鷹創造協会を設立。「花と緑の広場」とし整備された緑地を市民ボランティアを育成しながら維持管理。

【Point】市民とつくる広場で市民緑化を推進！

4. まちなか防災空地（兵庫県神戸市）

密集市街地内の空き地を活用し、災害時は防災活動の場、平時はコミュニティスペースとして整備する「まちなか防災空地事業」を、土地所有者、まちづくり協議会等、市の3者協定のもと展開。

【Point】空き地活用を促進し防災機能向上！

5. カシニワ制度（千葉県柏市）

市民団体等が整備・管理するオープンスペースや一般公開可能な庭を「カシニワ」と位置付け、市が関連機関とともに貸手と使い手のマッチングや助成金の交付等の支援を実施。

【Point】未利用地を活用した緑の整備・活用を支援！

6. NPO 法人タウンサポート鎌倉今泉台（神奈川県鎌倉市）

毎年空き地・空き家調査を行い、空き地・空き家マップを作成しながら、地域に存在する荒地を開墾して畑を整備し、会員が野菜を栽培し、地域住民との収穫祭等に活用。

【Point】地域の中で空き地を把握し活用！

2) 個別事例の紹介

メニュー 5. コミュニティガーデン-事例 1

事例名	宮崎コミュニティガーデン									
課題・背景	宮前区 3 丁目の都市計画道路予定地は放置され、不法投棄等の犯罪が頻発していた。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	長年放置された道路予定地が市民によりコミュニティガーデンに整備された。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	都市計画道路予定地				
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	行政	★市民	事業	学校	他	行政：（所有者）当時の宮前土木事務所（土地借用、活動アドバイス等）宮前区 市民：宮前コミュニティガーデン実行委員会				
施設・設備	宮農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	神奈川県川崎市					位置図				
取組期間	平成 13（2001）年～									
土地所有	公有地									
面積	約 700 m ²									
事業概要	宮前区の「ガーデニング区構想」実現のため市民団体を設立し、コミュニティガーデンをつくろうと長年放置され不法投棄等の問題があった都市計画道路予定地を、市民団体が市と交渉して借受け、コミュニティガーデンを整備・管理する。花壇管理だけでなく花植えイベント、コミュニティ市等、地域の交流の場となっている。									
行政の関与	市所有の土地を、区を介して宮前コミュニティガーデン実行委員会に貸している。									
取組段階ごとの実施内容	■ 計画段階 平成 9 年に区民主体で策定した「区づくりプラン」で掲げる「ガーデン区構想」を実現するため、市民団体「宮前ガーデニング倶楽部」が発足し、区内の荒れた花壇や公園を所有者と交渉し維持管理を引受け再生する活動を行った。平成 12 年度、建設省（現 国土交通省）の「コミュニティガーデンパイロット事業」に選定され、宮前ガーデニング倶楽部のメンバーを中心に「宮前コミュニティガーデン実行委員会」（以下、実行委員会）を結成し、ワークショップで候補地の選定や実施プランの検討等を行い、都市計画道路予定地でのコミュニティガーデンづくりが始動した。土地は宮前区を通して宮前土木事務所に使用許可申請を行い借用した。 □ 実行段階 当初荒れていた土地は、実行委員会が瓦礫等を片付け、土壌改良を行い、地元企業や行政から提供された資材や廃材等で花壇をつくった。整備には、用具整備費として建設省より 47 万円の助成、宮前区まちづくり協議会や（公財）都市緑化機構、（公財）川崎市公園緑地協会から助成金を受けた。週 1 回の花壇の維持管理だけでなく、様々なイベントを計画実施し、地域との交流の場となっている。 □ 継続段階 宮崎コミュニティガーデンは、（子どもからお年寄りまで自由に参加できる）活動が地域に浸透しており、自治体や学生のコミュニティガーデンづくりの見学も多く、地域の散歩道としても癒される場所になっている。									
備考	最大の財源はイベント収益、次いで助成金。その他、会費、講師謝金等である。									



写真出典：宮崎コミュニティガーデン HP



写真出典：宮崎コミュニティガーデン HP

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

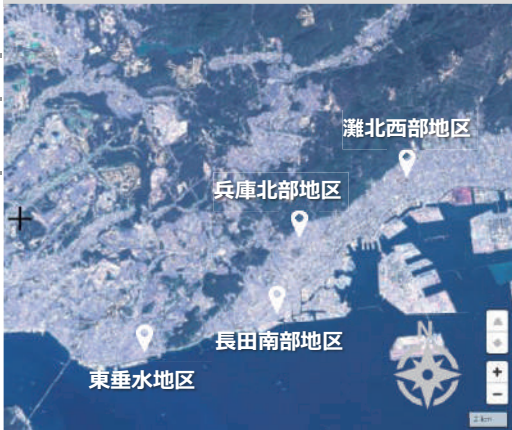
事例名	今宿コミュニティガーデン									
課題・背景	住宅地にある未利用市有地で雑草が繁茂し景観や衛生面が課題であった。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	整備時に行政の補助があったが、イベント運営等で自立した運営を実現している。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	市有地				
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	行政	★市民	事業	学校	他	行政：旭区区政推進課 市民：今宿コミュニティガーデン友の会				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	神奈川県横浜市					位置図				
取組期間	平成 16（2004）年～									
土地所有	公有地									
面積	600 m ²									
事業概要	旭区と市民との対話のなかで、未利用市有地の活用が検討され、市民団体が発足して住宅地に放置されていた市有地を無償で借受けコミュニティガーデンとして活用している。整備時には区の補助金を受けたが、現在は会費とイベント収入で自立した運営を行っている。									
行政の関与	市が区を介して今宿コミュニティガーデン友の会に土地を無償貸与している。区は「区民提案型活動支援事業」として年間約 20 万円の補助金を 3 年間交付し、コミュニティガーデンの造成等に活用された。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 平成 16 年度に行政と市民が協働でまちづくりの検討を行う旭区主催の「まちづくりサロン」で未利用市有地の活用が検討され、住民からコミュニティガーデンとして活用する提案があり、旭区が受理した。平成 17 年に「今宿コミュニティガーデン友の会（以下、友の会）」が発足し、区が市から土地を借受け、友の会に無償貸与している。 □実行段階 友の会は、活動開始から数ヶ月は草取り、石や根の除去、造成作業等を行い、ワークショップを開催してゾーニングを検討した。コミュニティガーデンにはフラワーゾーン、学習体験ゾーン、ハーブゾーン等があり、友の会が毎週 1 回作業日を設けて活動する。友の会は様々なイベントの企画・運営を行い、特に毎年開催する収穫祭は多くの人が参加し、また地元の保育園や小学校の作業受入を行う等、様々な人が交流する場となっている。 ■継続段階 事業収支は会費（一般会費と賛助会費）とイベント収入（花・野菜苗、ハーブティー・エコケーキの販売等）で賄い、現在行政の補助は無くても自立的に運営できている。賛助会員の企業は年会費の他、資材や知識の提供等の支援も行う。また、友の会はメンバーの士気を高めるため、マスコミへの露出やインターネットでの活動の公開を積極的に行っている。 									
備考	最大の財源は賛助会費（近隣企業）、次いでイベント収益、個人会費である。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	花と緑の広場									
課題・背景	市が掲げる「緑と水の公園都市」実現に向けて市は市民主体の活動をサポートする新たなサポート組織を検討した。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 市が市民主体の活動を推進するため中間支援組織を検討し、当組織とパートナーシップ協定を結んで花と緑のまちづくり事業を推進する。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 所有者から提供を受けた土地									
制度	有り無し実験									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：三鷹市都市整備部緑と公園課 市民：NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	東京都三鷹市					位置図 				
取組期間	平成 22 (2010) 年～									
土地所有	民有地									
面積	6,900 m ²									
事業概要	三鷹市が広場に暫定整備し、市の検討を踏まえて設立された市民、事業者、行政をコーディネートする中間支援組織（NPO）が管理・運営する。広場はみんなの手でつくることをコンセプトに、ボランティアやイベント参加者と花壇や花畑の育成等に取り組む。									
行政の関与	市は花と緑のまちづくりを進めるため、中間支援組織（花と緑のまち三鷹創造協会）を検討・設立し、花と緑の広場を整備した。市と同協会はパートナーシップ協定を締結し、市と協会が協働で花と緑のまちづくり事業を展開する。市は協会へ支援・連携し花と緑の広場の管理運営を行うとともに、協会が行う各種講座への支援を行う。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 市は「花と緑のまちづくり事業」を推進するため、市民主体の活動に対しきめ細やかに対応できる新たなサポート組織の設置を検討し、市民、事業者、行政をコーディネートする中間支援組織として平成 21 年に「花と緑のまち三鷹創造協会」を設立し、同年 NPO 法人となった。NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会（以下、三鷹創造協会）は市とパートナーシップ協定を結び、事業を展開する。市が「花と緑の広場」として暫定的に整備し、平成 22 年から開放して三鷹創造協会が管理・運営する。 □実行段階 花と緑の広場は、みんなの手で創っていくことをコンセプトに、ボランティアと種まき体験に参加した市民でつくるゾーン、緑のボランティアや花壇ボランティアがつくるゾーンがある。三鷹創造協会はボランティアを育成するための「緑のボランティア講座」、「花壇ボランティア講座」を開講し、花と緑の広場だけでなく市内で活動する人材を育成する。 □継続段階 三鷹市緑と水の基本計画 2022（令和 2 年 3 月）では、重点事業「市民緑化の推進」の関連施策として「『NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会』との協働の拡充」、「『花と緑の広場』を拠点とした市民緑化活動の支援」が位置づけられている。 写真出典：NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会 HP 									
備考	広場は市の事業費（都の支出金含む）をもとに整備。三鷹創造協会の活動は補助金、事業収益、会費（正会員、賛助会員、サポート会員、協力会員）が収入源となる。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

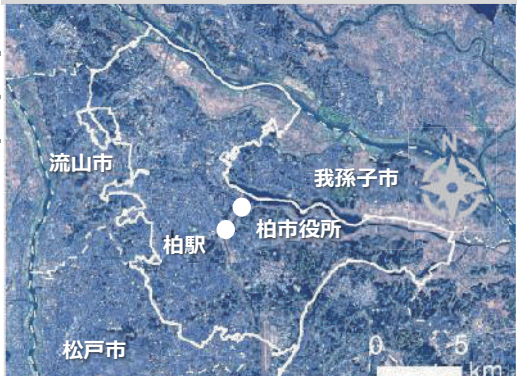
★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	まちなか防災空地									
課題・背景	密集市街地では、火災による延焼の危険性が高いなど、防災面や住環境の面で多くの課題を抱えている。									
重要 Point	広報 人材 多角化 仕掛け 連携 土地所有者の心理的負担の軽減に配慮した制度設計により取組を促進する。									
活用前の土地利用	農地 空地 跡地 予定 敷地 空き家等									
制度	有り 無し 実験 市：まちなか防災空地									
運営主体等	★行政 市民 事業 学校 他 行政：神戸市都市局まち再生推進課 市民：土地所有者、まちづくり協議会等									
施設・設備	営農 区画 団体 共同 花壇 広場 樹林 会議 飲食									
機能	農保 人材 理解 防災 景観 コミ レク									
市町村名	兵庫県神戸市					位置図 				
取組期間	平成 25（2013）年～									
土地所有	民有地									
面積	密集市街地再生優先地区（位置図の 4 地区）を対象に複数個所で展開									
事業概要	神戸市は密集市街地の延焼防止空間の確保のため、災害時は一時避難場所や消防活動用地等の防災活動の場として、平時は広場・ポケットパーク等の交流の場として空き地を整備する「まちなか防災空地事業」を推進する。市、土地所有者、まちづくり協議会等の 3 者協定を結び、まちづくり協議会等が行う整備に対し市が支援する。									
行政の関与	市が土地所有者、まちづくり協議会等と協定を結び、土地所有者に対し、固定資産税を非課税とし、整備にあたりまちづくり協議会等に対し補助金等の支援を行う。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 市は防災性や住環境に課題を抱える密集市街地において、災害時の防災活動の場となる「まちなか防災空地」の整備を進める。土地所有者、まちづくり協議会等、市の 3 者協定を締結し、市が土地を無償で借りてまちづくり協議会等が空地の整備・維持管理を行う。土地所有者は、3～5 年の短期間から市に土地を貸与でき、面積要件がない等、土地所有者の心理的負担の軽減に配慮した制度設計となっている。 □実行段階 事業対象は「密集市街地再生優先地区」に指定された 4 地区で、市の地区担当者が、地域住民とやり取りしながら整備の検討を進める。そのため地区ごとに特徴ある整備が行われ、菜園や花壇などが整備され、地域住民が広く利用することでコミュニティ醸成に寄与している。土地所有者は固定資産税・都市計画税が非課税となり、老朽建物を除却し跡地を提供する場合、事前相談に限り市から除却費の補助がある。まちづくり協議会等は市と管理協定を結び、市から 150 万円以下の補助金が交付され、整備・維持管理を行う。 □継続段階 本事業の狙いは防災性向上のため密集市街地に空地を確保することだが、空地が増えることで小規模な土地区画整理事業につながることも期待される。 写真出典：株式会社兵庫ガスセンターHP									
備考	市はまちづくり協議会等に対して整備費補助、土地所有者に対して建物除却費補助や固定資産税等の非課税といったインセンティブを付与。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	カシニワ制度									
課題・背景	空き地の増加、緑の量的確保から質的確保への転換等の社会状況の変化から未利用地を活用した緑のオープンスペースの増加に着目した。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	土地を管理して欲しい所有者情報と土地を整備したい市民団体等の情報を登録し、市がマッチングを図る。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	樹林地や空き地、個人の庭等				
制度	有り	無し	実験	市：カシニワ制度						
運営主体等	★行政	市民	事業	学校	他	行政：柏市公園緑政課（令和元年度から都市部住環境再生課へ移管） その他：一般財団法人柏市みどりの基金				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	千葉県柏市					位置図				
取組期間	平成 22（2010）年～									
土地所有	民有地									
面積	市全域：複数個所で展開									
事業概要	柏市が取り組むカシニワ制度は市民団体等が整備管理するオープンスペース（樹林地や空き地等）や一般公開可能な個人の庭を「カシニワ＝かしわの庭・地域の庭」と位置付け、オープンガーデンやコミュニティ農園、遊び場、イベント広場等への活用を推進する仕組みである。									
行政の関与	カシニワ制度の制度設計、運用（登録窓口、土地の仲介・斡旋、道具や備品の貸出、緑の楽しみ方事例集（カシニワレシピ）の公開等）を行う。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 緑のオープンスペース施策として私有地を含めた緑の質を向上させる取り組みを実現するため、平成 21 年度に緑の基本計画策定委員会・市民懇談会で意見を収集し、課内でプロジェクトチームを結成して検討し、平成 22 年 11 月より市民団体等が整備管理するオープンスペース、個人の庭を「カシニワ＝地域の庭」と位置付け、カシニワの登録・活動を市が支援する「カシニワ制度」の運用がスタートした。 ■実行段階 カシニワ制度は「カシニワ情報バンク」と「カシニワ公開」の 2 本柱からなる。「カシニワ情報バンク」は土地を管理してほしい所有者情報と、土地を整備したい市民団体等の情報を柏市に登録し、市がマッチングを図る。 「カシニワ公開」は一定期間の公開を条件に地域の庭やオープンガーデンに登録してもらうことで、誰でも利用・鑑賞できる場として市が HP 等で周知する。平成 26 年に追加された「カシニワ・スタイル」は市が関連団体等と協力し、緑の楽しみ方事例集の公開、場所の斡旋、道具や備品の貸出を行い緑の活用をサポートする。 □継続段階 市は平成 25～28 年度に NPO 法人 urban design partners balloon と連携し、カシニワ制度をより使いやすくするため調査・実験・検討を行った。また、市内の低未利用地について、作業のしやすさ等の指標をもとに評価を行い GIS でカシニワ適地マップを作成し、マッチングにつながる適地の絞り込みに活用する。 制度の周知や活動団体の増加を目指し、市と（財）柏市みどりの基金により親子向けの空き地キャンプやアスレチックイベント等も開催している。									
備考	（一財）柏市みどりの基金が登録団体・登録者へ助成金を交付（資格取得等助成、活動費助成、基盤整備費助成、固定資産税相当額助成等）。									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	NPO 法人タウンサポート鎌倉今泉台									
課題・背景	高度経済成長期にベッドタウンとして栄えた今泉台地区は高齢化が進み、空き家・空き店舗等が発生している。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	NPO が地区内の空き家・空き地を調査し、空き家・空き地の利活用を検討する。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	行政	★市民	事業	学校	他	行政：鎌倉市政策創造課 市民：NPO 法人タウンサポート鎌倉今泉台 学校：横浜国立大学				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	神奈川県鎌倉市					位置図				
取組期間	団体設立：平成 27（2015）年～ 1 丁目菜園の運営：平成 29（2017）～									
土地所有	民有地									
面積	約 500 m ² （2019 年時点）									
事業概要	NPO が空き地の情報を集め、荒れ地を開墾して菜園を整備し、菜園を管理しながら、地域住民とともに収穫等を行う。NPO は毎年現地踏査により空き地・空き家を把握して空き家・空き地リスト・マップを作成し、空き家・空き地の管理運営事業を行う。									
行政の関与	取り組みが円滑に進むよう、NPO が知りたい情報の在所や調査方法等を市がアドバイスしている。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 鎌倉市は、少子高齢化に対応したまちづくりの調査研究「長寿社会のまちづくりプロジェクト」として 2011～2015 年に今泉台町内会、横浜国立大学、株式会社 LIXIL、との共同研究で地域課題を抽出した。これらの課題に対して長期的な取り組みを行うため、2015 年に今泉台町内会の役員らが「NPO 法人タウンサポート鎌倉今泉台」（以下、NPO）を設立し、「いつまでも住み続けたいまち」にすることを念頭に空き家・空き地の管理運営事業等を行っている。 ■実行段階 NPO は今泉台住宅地内における空き地の情報を集めながら、可能な場所に菜園を作り運営・管理する。NPO は町内会が所有していた 1 丁目広場を開墾して畑を整備し、野菜を栽培しながら地域住民と収穫祭等を行ってきた。1 丁目菜園は売却が決定し平成 29 年に終了したが、新たに耕作放棄地を借用し菜園を運営している。NPO は毎年現地踏査により空き家・空き地のリスト・マップを作成し、土地所有者の意向をアンケートにより把握した上で、横浜国立大学や市と協力し、空き家の利活用を検討している。 □継続段階 NPO は空き家・空き地の管理運営事業の他、市民参加による地域サポート事業、イベントの企画・推進事業等の様々な自主事業を展開し、財源を確保している。 写真出典：TKSI 通信 No.17									
備考	会費（正会員、賛助会員）、自主事業収益をもとに自立した運営を行う。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

Menu 6. Public Square 広場

多様な活動の場として使うことができる、まちのオープンスペース、賑わいの場

6. メニュー6. 広場

1) 事例の特徴

広場は多様な活動の場として使うことができる、まちのオープンスペース、賑わいの場である。場の使い方によって子育てや交流を深めるもの等様々に展開可能で、運営主体も事例ごとの取り組みの方向性によって市民・NPO から事業者、行政と幅広い。

事例	立地	所有	制度	運営主体					施設・設備								機能							
	土地利用 活用前の	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団地区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
1	予定	民	無	○	★	■	★							●									●	
2	空地	民	実験	★	■	★								●		●							●	●
3	敷地	民	実験	★		■	■							●	○	○							●	●
4	予定	民	実験		○	★	○							●	○								●	●
5	空地	民	実験		★	○						○		●			○						●	●
6	空地	民	有	★	■								○	●							●	●	●	

【凡例】

運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体
施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. 登戸まちなか遊縁地（神奈川県川崎市）

地域・コミュニティの活性化のため、商店会、町会、市民団体が連携し、区画整理事業による空き地を活用してメリーゴーラウンド、野外音楽ステージや飲食ブース等を設置するイベントを開催。

【Point】区画整理事業による空き地を活用！

2. わいわい!!コンテナ（佐賀県佐賀市）

住民、商店街、NPO、行政が一丸となり街なかの空き地を広場にする社会実験を実施。人の流れが生まれ、賑わいを取り戻すきっかけとして、コンテナ（図書館）と芝生のある広場を設置。

【Point】官民連携の社会実験で街なか再生！

3. みんなのひろば（愛媛県松山市）

市は中心市街地の駐車場を広場として暫定利用する社会実験を実施し、公民学連携のまちづくり組織を中心に商店街、市民、大学、市が連携して賑わい創出に向けたプログラムを試行。

【Point】実験中の効果検証を運営に反映！

4. 吉日楽校（神奈川県横浜市）

事業者がマンション開発で一時的に発生する遊休地を広場とし地域に開放。新しくできるまちと地域をつなげるイベントの企画運営に地域住民を巻き込み、みんなでつくる広場を展開。

【Point】仮囲いの遊休地を開放して交流の場に！

5. HELLO GARDEN（千葉県千葉市）

地域の大学のOGが立ち上げた団体が住宅地内の空き地を活用し、暮らしを楽しく豊かにするための実験広場として運営。日常的に立ち寄りやすい空間づくりで多くの人々が交わる場を提供。

【Point】空き地がみんなの実験の場に！

6. 越前町安心で潤いのあるまちづくり事業（ポケットパーク事業）（福井県越前町）

所有者から建物・土地の寄付を受けた空き家について、町が建物の除去・跡地の整備を行い、除却後の土地利用について地域住民と協力して活用・維持管理を実施。

【Point】管理不全の土地を地域の中で活用！

2) 個別事例の紹介

メニュー 6. 広場-事例 1

事例名	登戸まちなか遊縁地									
課題・背景	登戸駅・向ヶ丘遊園駅の北口は土地区画整理事業が進みオープンスペースが不足していた。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携									
	川崎市環境技術産学公民連携共同研究事業の中で、市、大学、まちづくり協議会、市民団体が連携して取り組みを構想した。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 区画整理事業用地									
制度	有り無し実験									
運営主体等	行政★市民事業★学校他									
	行政：川崎市環境局（計画）、多摩区まちづくり推進部企画課（磨けば光る多摩事業） 市民：のぼりとゆうえん隊、多摩エコスタイルプロジェクト等の市民団体 事業者：区役所通り登栄会商店街、登戸東通り商店会等 学校：東京都市大学（計画）、専修大学（運営）									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	神奈川県川崎市					位置図 				
取組期間	平成 28（2016）年～									
土地所有	民有地									
面積	複数個所で展開									
事業概要	地元商店会、町会、市民団体等による登戸まちなか遊縁地実行委員会が区画整理事業地を活用し、コミュニティとまちの活性化のためイベント「登戸まちなか遊縁地」を行う。かつての登戸遊園を思わせるメリーゴーラウンドの設置や野外音楽ステージ、フード・ショップの出店等で商店街に活気をもたらす。									
行政の関与	川崎市環境技術産学公民連携共同研究事業の一環で空き地の公園化を構想した。登戸まちなか遊縁地は平成 30 年度、令和元年度に多摩区「磨けば光る多摩事業」（市民提案型協働事業）が選定され、区の支援を受けて活動を行った。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 川崎市環境技術産学公民連携共同研究事業として東京都市大学と川崎市環境局が共同研究を行い、多摩区まちづくり協議会「多摩エコスタイルプロジェクト」や商店会と連携し、商店会のエコ活動と活性化等を検討しており、その一つが区画整理によって発生した空き地を活用した公園の構想であった。そこへ市民団体「のぼりとゆうえん隊」が加わり、街で楽しみ憩える空間として空き地を利用した。 □実行段階 登戸まちなか遊縁地は地元商店会を中心に町会、市民団体等によるまちなか遊縁地実行委員会主催のもと、期間中は区役所通り登栄会商店街、登戸東通り商店街、多摩区役所近くの空き地を中心に、かつての登戸遊園を思わせるメリーゴーラウンド、野外音楽ステージや飲食ブース等が設置される。 □継続段階 専修大学の「課題解決型インターンシップ」のプロジェクトに登戸まちなか遊縁地が参加し、大学生が実行委員会のメンバーとなって企画運営を支えている。									
備考	平成 30・31（2018・2019）年は市からの委託費（約 70 万円）を活用。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階 70



写真出典：タウンニュース

事例名	わいわい!!コンテナ									
課題・背景	中心市街地はシャッター街となり、駐車場や空き地が点在していた。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	計画検討時から民間事業者と連携し、計画に具体的な取組内容を記載して実現した。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	★行政	市民	★事業	学校	他	行政：佐賀市商業振興課 市民：佐賀市街なか再生会議、NPO 法人まちづくり機構ユマニテさが、地域住民 事業者：建築設計会社、建設会社、地元商店街				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	佐賀県佐賀市					位置図				
取組期間	平成 23 (2011) 年 6 月～平成 24 (2012) 年 1 月 (2012 年 6 月～わいわい!!コンテナ 2)									
土地所有	民有地									
面積	約 624 m ² (わいわい!!コンテナ) 約 337 m ² (わいわい!!コンテナ 2)									
事業概要	佐賀市は中心市街地活性化に向けて、街なかの空き地を人が集まり憩う場として暫定利用する社会実験を計画・実施した。プログラムの検討や整備に市民を巻き込み、様々な機能をもたせたコンテナを設置・運営することによって多世代が寛ぐ場の実現を目指した。									
行政の関与	社会実験の計画、整備、運営、検証									
取組段階ごとの実施内容	■ 計画段階 地域住民、地元商店街、まちづくり団体、行政等が一堂に会する「佐賀市街なか再生会議」が発足し、同会議において、中心市街地活性化にむけた実践プログラムとして「佐賀市街なか再生計画」の策定が進められた。策定された当該計画には、「街なかの回遊性を高める仕掛けづくり」として「わいわい!! コンテナプロジェクト」が位置付けられ、社会実験として実施することとなった。 □ 実行段階 建築設計会社が企画・設計を行い、芝生張りやウッドデッキの制作は地域住民と一緒にいった。コンテナは地元建設会社が社会貢献事業として制作し、市がリースする形で設置した。運営は街なか再生会議での協議をもとに、NPO 法人まちづくり機構ユマニテさが事務局として、地域住民、近隣商店街、佐賀大学と連携しながら行っている。 □ 継続段階 「わいわい!!コンテナ」の来場者アンケートで 9 割以上が継続を希望したため、2012 年 6 月から「わいわい!!コンテナ 2」として場所を変えて継続している。また、「わいわい!!コンテナ」は社会実験後、市外の民間へ売却され、跡地は市が芝生広場として管理し、みどりに関するイベントを実施している。「わいわい!!コンテナ 2」が設置されて以降、エリア周辺では、空き店舗等を活用した出店が相次いでいる。また、わいわい!!コンテナ 2 や周辺店舗等が連携したイベントも開催され、周辺エリアの活性化につながっている。					 写真出典：ReReRe Renovation! HP				
備考	財源は市の事業費（運営は NPO に委託）、コンテナ占有料等。									



写真出典：ReReRe Renovation! HP

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	みんなのひろば									
課題・背景	中心市街地は来街者の減少や空き店舗の増加、低未利用地の点在が課題であった。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 公民学連携による運営のもと、効果検証を行いながら柔軟に運営を行う。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 コインパーキング									
制度	有り無し実験									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：松山市都市デザイン課 【平成 26 年 11 月～平成 28 年 3 月】 事業者：復建調査設計・まちづくり松山共同事業体 【平成 28 年 4 月～平成 31 年 1 月】 行政・事業者・学校：松山アーバンデザインセンター（UDCM）									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	愛媛県松山市									
取組期間	平成 26（2014）年～平成 31（2019）年									
土地所有	民有地									
面積	約 370 m ²									
事業概要	松山市は、中心市街地の賑わい再生のため、街なかの低未利用地を広場に転用し、様々なイベントを実験的にを行い、効果を検証する社会実験を実施した。行政主導ではなく、計画段階から市民とともに検討し、公民学が連携して適宜効果・検証を行いながら柔軟で効果的な運営を行った。									
行政の関与	市が「中心市街地賑わい再生社会実験事業」の実施主体として計画・整備・運営（運営は UDCM へ委託）を行う。また社会実験のプログラムや効果指標等を検討する「中心市街地賑わい再生社会実験専門部会」を設置・運営した。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 市は 2013 年 12 月から中心市街地活性化をテーマに市民ワークショップを開催し、ワークショップでの意見をもとに賑わい再生のための広場づくりを検討した。そこで市は「松山市中心市街地賑わい再生社会実験事業」の一環として、街なかのコインパーキングを借りて広場（みんなのひろば）に転用し、様々なイベントを実験的にを行いながら効果を検証することとした。市が主導で広場をつくり込むのではなく、市民ワークショップで広場の場所や機能を検討し、段階的に整備を進め、芝張りやイスの DIY 等に市民を巻き込むことで、広場への愛着につながった。 □実行段階 みんなのひろば向かいの空き店舗を改装し、2 階を公民学連携機関「松山アーバンデザインセンター（UDCM）」の事務所、1 階を多目的スペース「もぶるテラス」とし、UDCM が市の委託によりみんなのひろばともぶるテラスを一体的に管理・運営した。広場は園児の散歩コースや、学生が勉強・雑談する場所としての日常利用や、マルシェや水遊び等のイベント利用で平日、休日ともに多くの人に利用された。 ■継続段階 社会実験中は、中心市街地賑わい再生社会実験専門部会においてアンケート調査や利用実態調査等により効果・検証が適宜行われ、それらを運営に反映させ効果的に取り組みを展開した。期間中のみんなのひろばの利用者数は約 23 万人にのぼり、取り組み前と比較して周辺道路の人通りは 3 倍以上に増加した。 写真出典：ソトノバ HP 									
備考	財源は市の事業費（運営は UDCM に委託）、イベント収益等。									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	吉日楽校									
課題・背景	マンション開発で発生する遊休地の活用とマンション完成後の地域住民と新住民のコミュニティ形成が課題であった。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	開発で生じる遊休地を地域に開き、地域住民を巻き込み地域のハブを形成した。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	マンション開発で数年間仮囲いに囲まれる遊休地				
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	行政	市民	★事業	学校	他	市民： NPO 法人ハマのトウダイ 事業者：野村不動産株式会社、設計事務所オンデザインパートナーズ、東邦レオ株式会社 学校：慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科神武研究室				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	神奈川県横浜市港北区					位置図				
取組期間	平成 30（2018）年～									
土地所有	民有地									
面積	約 1,000 m ²									
事業概要	マンション開発を行うディベロッパーは計画段階からまちづくり専門家や大学と協働し、建設用地の遊休部分に地域の活動拠点「吉日楽校」をオープンした。地域住民が利用する側から次第にイベントを企画・サポートする側になるよう運営を工夫し、地域を盛り上げる人を育て、新しい街のエリアマネジメントにつなげる。									
行政の関与	今後設立予定のエリアマネジメント運営組織の運営において、野村不動産と市が情報共有・連携し、野村不動産が市へ事業計画・報告の提出・市との協議を行う。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 野村不動産は箕輪町 2 丁目の再開発「プラウドシティ日吉」の遊休地の仮囲いを取払い、地域に開くことで新しいまちと地域の接点をつくろうと考え、慶應義塾大学大学院 SDM 研究科神武研究室や NPO 法人ハマのトウダイ、設計事務所オンデザインパートナーズと協働し、遊休地を地域の活動拠点として開放する試み「吉日楽校」をスタートさせた。 ■実行段階 吉日楽校の運営はオンデザインパートナーズが行い、地域住民が利用する側から徐々に主体的に活動できるよう、3ヶ月毎に「種まき期」、「育てる期」、「自走期」と分けて取り組みを展開した。初回イベントは慶應義塾大学や地元農家等、地域団体とイベントを企画し、また日常利用を目指して定期的にオープンデイとして開放した。育てる期にはリピーターの方々に積極的に声をかけ、地域住民の“やってみよう”を試すようになり、地域住民による企画を盛り込んだイベント「吉日祭り」も開催した。ハード面は既存樹木等を活用し、組合せ次第でイスやテーブル等になる移動可能な家具を作り、テント等のアウトドア用品と組み合わせ利用している。 □継続段階 吉日楽校は工事の進展により規模が縮小したものの、開発エリアに店舗を開業しエリアマネジメントに共に取り組むパートナーでもある東邦レオが加わり、活動は継続している。今後マンション入居者も加わり、更なるコミュニティ形成が期待される。野村不動産はまち開き後に設立するエリアマネジメント運営組織の活動につながる様々なネットワークの構築等に吉日楽校を通じて取り組む。									
備考	本取り組みはディベロッパーのマンション開発事業における屋外活用の実証実験。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	HELLO GARDEN									
課題・背景	地域の人達が主体的に楽しく暮らすためのコミュニティ形成の場が不足していた。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	ハード・ソフトともにオープンな場づくりを目指し、多くの地域住民と実験を行う。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	行政	★市民	事業	学校	他	市民：HARAPECO LAB. 事業者：株式会社マイキー				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	千葉県千葉市					位置図				
取組期間	平成 26（2014）年～									
土地所有	民有地									
面積	約 367 m ²									
事業概要	千葉大学 OG によるユニットが地域住民とお金に頼らず楽しい時間を生み出す実験広場をつくるため、住宅地の空き地を活用して広場を開放・運営する。誰もが広場を活用できるよう、ハード面ではフェンスを設けず、ソフト面では持ち寄りによるアウトドアイベント、マーケット等様々なイベント・ワークショップを開催してオープンな場づくりを目指す。									
行政の関与	稲毛区地域振興課は、区民が自ら行う地域課題の解決や稲毛区の活性化のための活動を支援する「稲毛区地域活性化支援事業」により平成 26 年度に HARAPECO LAB. に対して地域活性化支援事業補助金を交付した。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 株式会社マイキーで千葉大学 OG である西山芽衣氏は、自ら考え生み出す暮らしを地域住民と模索する実験をするため、売り出されていた空き地を購入した（土地所有者は株式会社マイキー）。実験広場をつくる実験から始めようと、更地のまま HELLO GARDEN を開設し、できるだけお金をかけず DIY で場をつくった。 ■実行段階 西山氏は同じく千葉大学 OG と 2 人組ユニット HARAPECO LAB. を結成し、HELLO GARDEN を運営している。菜園スペースとオープンスペースで構成され、地域住民とともに野菜やハーブを栽培し、収穫物は屋外喫茶でドリンク等にして提供される。利用ルールをほとんど設けておらず、利用者がやってみたいことは「ひとまず一緒にやってみる」ことにしている。オープンな場づくりを目指し、フェンスを設けず運営者が常駐し、日常的に開かれた空間をつくることで多くの人を実験に巻き込む。 □継続段階 西山氏は地域のお祭りが公園だけでなく HELLO GARDEN にも広がればと考え、HELLO GARDEN の通りを挟んだ隣の公園で行われる自治会の盆踊りの日に合わせてクラブイベント「BONODORI night」を企画した。その後も自治会開催の芋煮会の場所として HELLO GARDEN が使用される等、自治会と互いに助け合う関係ができています。  写真出典：全国まちなか広場研究会 HP									
備考	財源は自主事業収益、HELLO TABLE 基金、市からの補助金（平成 26 年度）等。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	越前町安心で潤いのあるまちづくり事業（ポケットパーク事業）									
課題・背景	少子高齢化の進展とともに単身者高齢世帯が増加し、特に越前地区は住宅が密集する中で老朽化した空き家が点在し、防災面・衛生面で課題があった。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	区が町と所有者の間で事業の利用を促進し、区がポケットパークを維持管理する。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	★行政	市民	事業	学校	他	行政：越前町定住促進課 市民：越前町内自治会				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	福井県越前町					位置図				
取組期間	平成 19（2007）年～									
土地所有	民有地									
面積	複数個所で展開									
事業概要	越前町は住宅密集地の空き家除却・空き地確保を促進するため、空き家解体・除却後の土地を 10 年間ポケットパークとして町に無償貸与する場合、町が空き家除却・跡地の整備を行う事業を実施している。単位自治体の区は町と所有者の間で事業の利用を促し、ポケットパークの維持管理主体となる。									
行政の関与	町がポケットパーク事業として空き家の除却・跡地整備を行う。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 越前地区は住宅が密集し衛生・防災の観点から空地の確保が必要だが、道路条件が悪く、解体に大きな費用がかかり空き家が放置されることから、地元の要請を受け、越前町は空き家解体・除却後の土地を 10 年間ポケットパークとして町に無償貸与する場合、町が空き家除却費の補助・跡地の整備を行う「越前町安心で潤いあるまちづくり事業（ポケットパーク事業）」を平成 19 年度より開始した。 写真出典：空き家再生等推進事業の事例（国土交通省） ■実行段階 単位自治会である区が空き家所有者に事業の利用を促し、町への申請、整備後の維持管理等を担う。空き家除却後に整備されるポケットパークは維持管理主体である区の意向が反映され、管理負担の少ないコンクリート敷きの場所もあれば芝生が敷かれた場所もあり、イスや花壇等が設置され地域住民の交流の場としても利用されている。平成 19 年度から令和元年度までの実績は 29 件で、事業費の一部は社会資本総合整備交付金が使われている。 □継続段階 当初は空き家の解体・除却に対し町が 200 万円の補助を出していたが、現在は町が所有者から土地と建物の寄付を受け空き家を撤去した後、跡地を集落が管理する。所有者等にポケットパーク事業の活用意向がある場合は、不動産事業者に解体後の跡地売却が可能か相談し、売却できない場合はポケットパーク事業の実施可能性を検討しているが、寄付希望者が多く、公共的・財政的に全て対応できないこと、除却費以外に登記調査や権利調査等の費用がかかること等の課題があることから、寄付を受けた後、町がその土地を売却できるよう制度の拡充を図る。									
備考	町費・国費（社会資本総合整備交付金）による事業費をもとに事業を実施。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

Menu 7. Public Park 公園

都市公園に位置づけられるまちの緑地で、多様な利用が可能な場

7. メニュー7. 公園

1) 事例の特徴

公園は、都市緑地に位置づけられた公共空間であり、多様な利用が可能な場である。制度上、行政が関わり整備等しており、運営には市民団体等が関わる事例もある。施設・設備として公園の広場や植栽地の他、共同農園等を有する。

事例	立地	所有	制度	運営主体				施設・設備								機能								
	土地利用 活用前の	公・民	有・無	行政	市民・NPO等	事業者	学校	その他	営農用農園	区画貸農園	団体の区画貸農園	共同農園	花壇	広場	樹林・植栽地	会議室・多目的室	カフェ・飲食店等	農空間の確保	人材育成	地域理解の促進	防災空間の確保	景観の改善	コミュニティ	レクリエーション
1	跡地	公	実験	★	○	■							○	●										●
2	空地	公	無	★	■								○	●	○							●		●
3	農地	公	有	★				■				●						●		●				●
4	農地	公	有	★														●						
5	農地	公	無	★	■							●	○	●	○	●		●					●	●
6	農地	公	無	★	■							●	○	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●

【凡例】

運営主体：【計画段階】★＝企画した主体 【実行段階】■＝運営主体、○＝関係団体
施設・設備、機能：●該当する ○一部・小規模で該当する

1. 芝生広場社会実験「IBALAB」（大阪府茨木市）

市民会館跡地において後の広場整備計画に繋げるため市の社会実験として、市民ワークショップをもとに考えた使い方を市民とともに実践しながらルールや空間デザイン等を検討。

【Point】市民とつくり、使い、育てる広場に！

2. 手づくり公園まさご（千葉県千葉市）

市民からの提案により、市は所有する空き地を活用し市民が公園の計画・整備・管理を行う「手づくり公園整備事業」を創設。市が市民主体の公園づくりをサポートし、低予算で整備を実現。

【Point】公園の計画・整備・運営を市民が主導！

3. 世田谷区立喜多見農業公園（東京都世田谷区）

世田谷区の「農地保全重点地区」、東京都の「農の風景育成地区」に指定されたエリアにおいて、区が一定規模の農地等を事前に都市計画決定して計画的に取得し、農業公園として活用。

【Point】生産緑地を農業公園として計画的に保全！

4. 等々力農業公園の都市計画決定（東京都世田谷区）

農地を保全するため、区が「農地保全重点地区」を指定。その中で農地等がまとまって存在するエリアについて都市計画公園の配置・機能を検討し、等々力農業公園として都市計画決定。

【Point】農業公園として都市計画決定し計画的に保全！

5. 武蔵野市立農業ふれあい公園（東京都武蔵野市）

都市計画公園の一部にあった生産緑地を市が取得し、市民が農にふれあえる「農業ふれあい公園」を整備。公園計画におけるワークショップの参加者を中心に団体が発足し管理運営を実施。

【Point】生産緑地を農業公園として保全・活用！

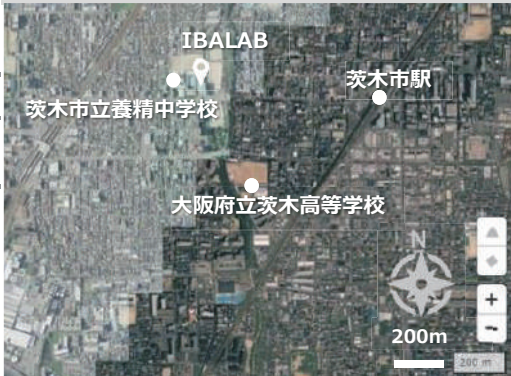
6. 杉並区立成田西ふれあい農業公園（東京都杉並区）

買取申出のあった生産緑地を区が取得し、農業公園を整備。「農にふれあう講座」の受講修了生が農業公園のイベントや農作業等の補助を行う「農業公園サポーター事業」を創設し、人材育成も図る。

【Point】農にふれあう場として継続的に保全・活用！

2) 個別事例の紹介

メニュー7. 公園-事例 1

事例名	芝生広場社会実験「IBALAB」									
課題・背景	茨木市の中心に位置し、市民の生活に重要な役割を果たしていた市民会館が閉館し、市は市民の「新たな心の中心地」が必要との考えから跡地活用を検討した。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	市民とともに検討、実践、振り返りを繰り返しながら、市民会館跡地活用を進める。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地	市民会館跡地				
制度	有り	無し	実験							
運営主体等	★行政	市民	事業	学校	他	行政：茨木市市民会館跡地活用推進課（管理者）、公園緑地課（所有者） 市民：ワークショップ等参加者 事業者：株式会社地域計画建築研究所（市民会館跡地活用ワークショップ・社会実験実施）、たたらば珈琲（IBALAB@広場 管理運営）				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	コミ	レク			
市町村名	大阪府茨木市					位置図				
取組期間	平成 30(2018)年 8 月 26 日~11 月 30 日 (IBALAB@広場:2020 年~2023 年度末)									
土地所有	公有地									
面積	約 600 m ² (IBALAB) 約 2,000 m ² (IBALAB@広場)									
事業概要	茨木市は市民会館跡地エリアに計画予定の広場整備計画につなげていくために芝生社会実験「IBALAB」を実施した。市民との対話を通じて活用方法等が検討され、ルールの設定、芝張り等広場の整備・運営も市民と連携して行った。									
行政の関与	市が、市民の意見をもとに「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想（2018 年 3 月）」、「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画（2018 年 12 月）」を策定し、事業主体として市民協働で社会実験を実施した。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 市は市民アンケートや「市民会館 100 人会議」での意見をもとに「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」を策定し、キーコンセプト「育てる広場」を実現するための取り組みの 1 つとして、市民とともに芝生広場をつくり、みんなで考えた使い方や過ごし方を実際にやってみる社会実験「IBALAB」を実施した。 □実行段階 写真出典：茨木市 HP 市民ワークショップで社会実験の各企画を考え、ワークショップのグループをベースに各企画の詳細を検討し、芝生はり、ベンチ製作等の空間づくりも市民と協働で行った。IBALAB ではマルシェやフリーマーケット等のイベントが実施され、市は期間中に広場の使い方・過ごし方アンケート調査やアクティビティ調査等を行い、それらの結果を踏まえて「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」を策定した。 □継続段階 IBALAB 終了後、2019 年の市民ワークショップで広場の設計に係る検討を行い、2020 年の市民ワークショップでは広場活用のルールを検討した。それらを踏まえて 2020 年 10 月から隣接する福祉文化会館の解体工事が始まる 2023 年度末までの暫定利用として新たに「IBALAB@広場」を開放している。期間中に「広場会議」を行い、広場利用をアップデートしていく。									
備考	市の事業として社会実験を実施（市民会館跡地活用ワークショップ・社会実験の実施は株式会社地域計画建築研究所に委託。IBALAB@広場管理運営はたたらば珈琲に委託（2020 年度））。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	手づくり公園まさご									
課題・背景	千葉市が公園用地として保有してきた空き地は長年使用されず、ゴミの不法投棄が問題化していたが、市の財政が厳しく広大な空き地を整備することは困難であった。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 財政が厳しい中、市民主体の公園づくりを事業化することで公園整備を実現した。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 市が公園用地として所有する空き地									
制度	有り無し実験									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：千葉市公園建設課 市民：ワークショップ等参加者									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	千葉県千葉市					位置図 				
取組期間	平成 25(2013)年～									
土地所有	公有地									
面積	約 4,000 m ²									
事業概要	地域住民が長年使用されず荒れていた千葉市所有の空き地に公園をつくることを提案したことから、市は市民が公園の計画、整備、管理を一体的に行う「手づくり公園整備事業」を創設し、手づくり公園まさごを開設した。市は市民主体の公園づくりをサポートすることで公園整備の予算を抑えた。									
行政の関与	市民の提案を受けて市は「手づくり公園整備事業」を事業化し、市民主体の公園づくりをサポートした。									
取組段階ごとの実施内容	■計画段階 市が保有してきた公園用地が長い間放置されていたが、地域住民から主体的に整備したいとの提案があり、これを受けて市は平成 25 年度から市民が計画、整備、管理を一体的に行う「手づくり公園整備事業」をスタートした。市は市民参画により公園整備の予算を抑えることで、財政部局と協議し予算化に繋げた。事業開始にあたり、市は木材や舗装材等、最低限の予算を確保した。 □実行段階 事業開始にあたり、市は近隣自治会に声がけするとともに、市政だよりに告知を掲載して 15 名程度のメンバーを集めた。公園の計画策定では 5 回の会議を重ね、参加者に公園につくりたい施設、やりたいこと等を語ってもらい、公園に設置できる施設や手づくりで整備可能な施設を決め、図面に書き込み、現地調査をしながら施設配置を決定した。市の職員は法律上・管理上公園に設置できる施設・できない施設の説明や、施設配置のコツ等の助言を行った。現地での作業は、限られた予算や技術の中、工夫しながら施設整備を進め、市民では設置が困難な水飲みや井戸等の施設は市から専門業者に委託した。平成 25 年 10 月から市民により 60 回に及ぶ整備が行われ、平成 26 年 7 月 30 日に開園した。 □継続段階 公園完成後、市民で「手づくり公園まさごの会」を発足し、4 つのチームが活動している（四季の園芸植栽チーム、整備維持管理チーム、ビオトープ他環境育成チーム、イベント計画運営その他企画チーム）。また、令和元年 6 月に市内では 2 カ所目となる「かわど手づくり公園」が開園した。 写真出典：千葉市 HP 									
備考	市の「手づくり公園整備事業」をもとに公園の計画・設計・整備を実施。									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	世田谷区立喜多見農業公園									
課題・背景	急速な都市化や地価の高騰による高額な税金負担、後継者不足等が原因で農地や農家が減少している。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	区の制度や都の事業を活用し農地を農業公園として計画的に保全する。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験	区：世田谷区農地保全方針（農地保全重点地区）						
運営主体等	★行政	市民	事業	学校	他	行政：世田谷区みどり政策課（都市計画決定・用地取得）・公園緑地課（公園整備・管理） その他：JA 東京中央				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	東京都世田谷区					位置図				
取組期間	平成 28（2016）年～									
土地所有	公有地									
面積	約 2,017 m ² （令和元年度約 504 m ² 拡張）									
事業概要	世田谷区は農地保全重点地区である喜多見・宇奈根地区の農地の一部約 1.3ha を事前に都市計画公園に指定し、所有者が営農困難となった際に用地を取得して喜多見農業公園を整備した。さらに農業公園を含むエリアは東京都の「農の風景育成地区」に指定され、都の補助事業を受けながら都と区が連携して農業公園開設に取り組んだ。									
行政の関与	区は農業振興等拠点として事前に農業公園の都市計画決定を行い、用地を取得して農業公園を整備した。東京都は区の申請に基づき区が都市計画決定していた農業公園を含む喜多見 4,5 丁目を「農の風景育成地区」に指定し、区は都の「農業・農地を活かしたまちづくり事業」を活用して農業公園の開設に至った。									
取組段階ごとの実施内容	■ 計画段階 区は「農地保全重点地区」に指定された喜多見・宇奈根地区において、「世田谷区農地保全方針」（平成 21 年 10 月）に基づき農業振興等拠点の整備を図るため、農業振興等拠点候補の農地等の配置、機能等を検討し、喜多見 4 丁目の農地群について事前に所有者の意向を確認した上で都市計画公園に指定し、営農困難となった農地を区が取得した。さらに喜多見 4,5 丁目が東京都の「農の風景育成地区」の指定を受け、平成 25 年度から 3 年間、都の補助事業である「農業・農地を活かしたまちづくり事業」の中で、区は地域住民や地元農家等とワークショップを開催し、農業公園の整備やそのあり方を検討し、平成 28 年に喜多見農業公園を開設した。 □ 実行段階 喜多見農業公園の運営は区から JA 東京中央に委託しており、ファンクラブ会員を対象とした農作業体験、誰でも気軽に参加できる収穫体験等イベント、教育関係団体を対象に地元農家の指導を受けて行う農作業体験を開催している。 □ 継続段階 令和元年度、喜多見 4 丁目の都市計画公園区域内の一部の農地を喜多見農業公園として拡張整備した。写真出典：喜多見農業公園 HP 									
備考	計画段階において、農業・農地を活かしたまちづくり事業費補助金（事業費の 3/4 以内、1 区市につき全事業の総額 75,000 千円を上限）を活用。									

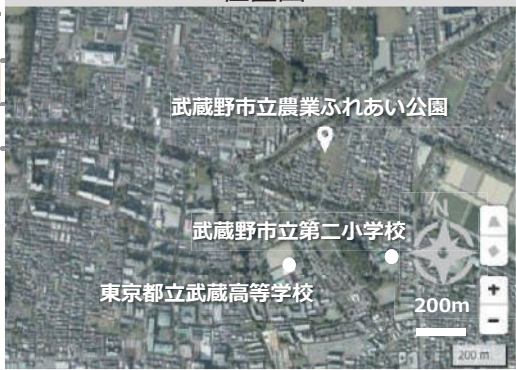
【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	等々力農業公園の都市計画決定									
課題・背景	玉川地域は区内でも農地が比較的多いが、相続等に伴う農地の転用や土地の細分化等により農地が減少している。									
重要 Point	広報	人材	多角化	仕掛け	連携	農地保全重点地区内の農地群を事前に農業公園として都市計画決定することで計画的に農地の保全を図る。				
活用前の土地利用	農地	空地	跡地	予定	敷地					
制度	有り	無し	実験	区：世田谷区農地保全方針（農地保全重点地区）						
運営主体等	★行政	市民	事業	学校	他	行政：世田谷区みどり政策課				
施設・設備	営農	区画	団体	共同	花壇	広場	樹林	会議	飲食	
機能	農保	人材	理解	防災	景観	ゴミ	レク			
市町村名	東京都世田谷区					位置図				
取組期間	平成 30(2018)年 都市計画決定									
土地所有	公有地									
面積	約 7,000 m ²									
事業概要	世田谷区は農地や屋敷林が一堂で存在する地区を農地保全重点地区に指定するとともに、一部を「農業振興等拠点」として整備するため、事前に都市計画公園・緑地に指定する仕組みを整えている。これにより、区は中町・深沢・等々力地区の一角を農業振興等拠点として整備するため等々力農業公園を都市計画決定した。									
行政の関与	区が農業公園の都市計画決定の手続きを行う。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 「世田谷区農地保全方針」（平成 21 年 10 月）において、生産緑地や屋敷林等が一堂で存在する地区を「農地保全重点地区」に指定し、地区の特性に応じた農地等の保全策を講じた上で、保全策によっても保全できない一定規模の農地について、都市計画公園・緑地に指定し、「農業振興等拠点※」として整備することとしており、中町・深沢・等々力地区（玉川地域）が農地保全重点地区の一つに指定されている。また、「世田谷区みどりの基本計画」（平成 30 年 4 月改定）では、玉川地域に分布する農地を市街地内に残された貴重な都市農地として保全するため、農業公園の整備や農体験の場として活用するとしている。（※農業振興等拠点：各農地保全重点地区に 1 箇所以上、一群で 10,000 m²以上の農地・屋敷林を都市計画公園・緑地に指定し、農地を活かしたまちづくりの拠点として活用する） ■実行段階 農地保全重点地区である中町・深沢・等々力地区において、鉄道駅や幹線道路から近い市街地でありながら農地がまとまって残り世田谷の原風景である農の風景を感じることができるエリアを、農業振興等拠点の候補として区が都市計画公園の配置・機能を検討した結果、等々力 5 丁目の約 7,000 m²の土地を第 8・2・33 号等々力農業公園として都市計画決定した。 □継続段階 当該地は所有者が相続等によって手放さざるを得なくなった場合、区が用地を取得し、農業公園として整備する。管理運営は実施する事業内容に応じて、農業関係団体、区民活動団体、学校法人等と連携して行うことが期待される。農地保全重点地区の指定により、これまで生産緑地の所有者から区への買い取り申出に対し 1 ヶ月以内に回答する必要があるが、財政状況が厳しいなかで用地取得に対応できない場合が多かったが、事前に都市計画決定していれば買い取り申出に円滑に対応できる。									
備考	本取り組みは区の事業として実施。									

【凡例】濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）

枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	武蔵野市立農業ふれあい公園									
課題・背景	農地面積は市域の約 3%と少なく、相続等に伴う農地の転用が増加している。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 公園計画時のワークショップ参加者が団体を設立し、市民主導の公園管理を行う。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地									
制度	有り無し実験									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：武蔵野市緑のまち推進課 市民：NPO 法人武蔵野農業ふれあい村、コミュニティファーム（緑ボランティア団体）									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観コミレク									
市町村名	東京都武蔵野市							位置図		
取組期間	平成 19(2007)年～									
土地所有	公有地									
面積	約 5,898 m ²									
事業概要	武蔵野市はかつての農の景観が残る都市計画公園内の生産緑地を取得し、農業体験ができる公園として整備した。公園計画時に市が開催した市民ワークショップの参加者が団体を設立して公園の管理運営を担い、市民に対して農や食に関する体験プログラムを運営する。									
行政の関与	市が農業ふれあい公園の計画・整備・管理運営を担う（管理運営は NPO 法人武蔵野農業ふれあい村に委託）。公園内で活動する市民ボランティア団体は「武蔵野市緑ボランティア」として市と協定を結び、市は活動費の一部を助成している。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 都市部の住宅地に残る農の景観を保全し、市民が農とのふれあいを楽しみながら地域のコミュニティが形成をされることを目的に、市は都市計画公園（5・4・1号境公園）内の生産緑地を取得し、「武蔵野市立農業ふれあい公園」を整備した。市は市民の意向に沿った特色ある公園づくりを目指し、計画段階で市民・農業者の参加によるワークショップを開催した。 ■実行段階 計画段階からワークショップに参加していた市民と公募した市民で、任意団体「武蔵野農業ふれあい村」を発足させ公園の管理運営を開始した。3年後、市主催事業を受託する「NPO 法人武蔵野農業ふれあい村」と、緑ボランティア団体「コミュニティファーム」にわかれ、管理運営を行なっている。現在園内の畑の 3/4 とその後追加拡張した第2農場において、NPO 法人武蔵野農業ふれあい村が市からの委託事業として4つのプログラム（農業体験教室、子供のための農業体験、未就学児親子収穫体験、共同栽培体験）を開催している。その他、NPO 法人の独自事業として、高齢者支援センターとコラボして高齢者の栽培体験、障害者に対する収穫体験、ハーブ畑の管理運営を行ってきた。これらの事業には地元大学の学生ボランティアや不登校学生支援団体の若者たちも参加した。コミュニティファームは、公園の清掃や樹木の軽微な剪定等の日常の維持管理に加え、年2回のイベントを開催、園内の畑の 1/4 と田んぼを使い耕作を行っている。 □継続段階 NPO 法人武蔵野農業ふれあい村は、市内農場で行われる商工会議所主催「小麦栽培プロジェクト」への協力、武蔵野生涯学習振興事業団野外活動センター主催「親子野あそびクラブ農業土いじり体験」の収穫体験指導等、公園以外でも地域の農の活動に協力している。また、コミュニティファームでは、農業歳時記に従い夏祭りや秋の収穫体験会を実施し市民が農・食に触れる機会を創出している 写真出典：NPO 法人武蔵野農業ふれあい村 HP 									
備考	市の事業費、緑地環境総合支援事業の国庫補助（用地取得費・施設整備費、総額約 3.8 億円）をもとに整備。NPO の取り組みの財源は市の事業委託費、受益者参加費等。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）

★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階

事例名	杉並区立成田西ふれあい農業公園									
課題・背景	農家による体験型農園として長年親しまれた農園について、園主の死去により生産緑地の買取申出が発生した。									
重要 Point	広報人材多角化仕掛け連携 農業公園サポーター事業により農業公園での人材育成に取り組む。									
活用前の土地利用	農地空地跡地予定敷地 農家による体験型農園									
制度	有り無し実験									
運営主体等	★行政市民事業学校他 行政：杉並区みどり公園課（整備）・産業振興センター（管理運営） 市民：共同事業体すぎなみ農業ふれあい村									
施設・設備	営農区画団体共同花壇広場樹林会議飲食									
機能	農保人材理解防災景観ゴミレク									
市町村名	東京都杉並区					位置図				
取組期間	平成 28(2016)年～									
土地所有	公有地									
面積	約 4,437 m ²									
事業概要	杉並区は、農家による体験型農園として長年区民に親しまれた生産緑地の買取申出を受け、これまでの活用状況等を踏まえて農業公園を整備した。農業公園では区の委託事業により共同事業体すぎなみ農業ふれあい村が各種プログラムを実施しながら、講座の受講修了生を対象に継続的に公園での農作業や運営に関わる人材を育てる。									
行政の関与	区は農業公園の整備・管理運営（管理運営は、共同事業体すぎなみ農業ふれあい村に委託）を担う。区の申請に基づき東京都が荻窪一丁目・成田西二・三丁目を「農の風景育成地区」に指定し、都と区が連携してまちづくりと連携しながら農の風景の保全・育成を図る。									
取組段階ごとの実施内容	□計画段階 平成 25 年まで農家による体験型農園として区民に親しまれた生産緑地について、園主の死去により買取申出があり、区はそれまでの体験農園的な利用に加え、より区民に開かれた農業公園を整備することとし、用地を取得した。平成 28 年に、区民が気軽に農に親しむ場として「成田西ふれあい農業公園」が開設された。 □実行段階 農業公園の管理運営は区の事業委託により、共同事業体すぎなみ農業ふれあい村が土づくりから収穫・調理までの通年プログラム（農にふれあう講座、子どものための農業体験教室）や季節のイベント（収穫体験や収穫祭）等の運営を行っている。 ■継続段階 農業公園周辺は「杉並区緑地保全方針」（平成 26 年 9 月）に示すモデル地区、東京都の「農の風景育成地区」であり、農業公園は屋敷林・農地保全の中核的な施設として農の魅力発信等を行う。また平成 30 年度に区は農にふれあう講座の受講修了生が農業公園でのイベントや農作業等の補助を行いながら継続的に農業公園に関わる「農業公園サポーター事業」を創設した。将来的にサポーターの中から新たな農業の担い手が生まれることが期待される。									
備考	区の事業費、社会資本整備総合交付金をもとに整備。共同事業体すぎなみ農業ふれあい村の取り組みの財源は区の事業委託費。									

【凡例】 濃い塗りつぶし箇所：当該事例が主に該当する区分（運営主体等の欄においては運営主体）
 枠線箇所：当該事例で一部、部分的に該当する区分（運営主体等の欄においては関係団体）
 ★取組を企画した主体 ■：特に重要な段階



写真出典：成田西ふれあい農業公園 HP

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of N I L I M

N o . 1220 July 2022

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭 1 番地

企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675